

第二期 富岡町

子ども・子育て支援

事業計画



令和2年3月

富岡町

はじめに



東日本大震災及び原発事故から9年が経ちました。

この間、数多くのご支援とご協力、そして町民の皆様をはじめ本町に関係する方々のご努力により、様々な町内活動が再開され、小中学校や認定こども園では明るく元気な子どもたちの声が町内に響き渡るなど、ほんの少しではありますが春の温もりを感じることができる町となってまいりました。

私は、この温もりが確かなものとなり、本町の子どもたちが将来の夢や目標の実現に向けて成長できるよう、教育・福祉分野においては

「未来を担う子どもたちを地域全体で育むことの実践」

「全世代の安心を担保する健康づくりと福祉の充実」

を施策の柱として、これまで以上の情熱と真摯さで「ふるさと富岡の復興」と「町民ひとり一人の心の復興」に取り組んでまいります。

本町では、平成27年度から「富岡町子ども・子育て支援事業計画」に基づき、各種施策を推進しており、町内における学校再開や認定こども園の新設並びに同園での町独自の保育料無償化など、子育てしやすい環境の更なる充実を図ってきました。

この度策定しました「第二期富岡町子ども・子育て支援事業計画」では、今後さらに、子育ての不安を地域の皆様と共有するとともに、子どもたちを地域全体で育むことの実践を通じて、安心して居住できる子育て支援の環境づくりを進めてまいります。引き続き、住民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

計画策定に当たり、アンケート調査にご協力いただきました皆様をはじめ、貴重なご意見を賜りました富岡町福祉計画策定検討委員会の委員の皆様にご心より御礼申し上げます。皆様とともに作り上げたこの計画が、将来町を支える子どもたちを育む礎となることをご祈念申し上げまして、ご挨拶といたします。

令和2年3月

富岡町長 宮本 皓一

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 富岡町子ども・子育て支援計画とは	3
3. 計画期間	3
4. 富岡町における他計画との関連	4
5. 計画策定の体系	5
第2章 子ども・子育て環境	6
1. 富岡町の現状	6
2. 推計人口	14
3. 子ども・子育てを取り巻く状況	16
第3章 計画の基本的な考え方	25
1. 基本理念	25
2. 基本目標	25
3. 基本的な視点	27
4. 重点施策の展開	29
第4章 子ども・子育て支援施策の展開	35
基本目標1 子ども・子育て支援の体制づくり	36
基本目標2 健やかな子どもを育む環境づくり	45
基本目標3 町の未来を支える人づくり	50
基本目標4 子ども同士、町民同士の絆づくり	54
第5章 計画推進に向けて	58
1. 計画の実現に向けて	58
2. 庁内の計画推進体制	58
3. 国、福島県及び郡内町村、避難先市区町村、関係機関との連携	58
4. 人材の確保・育成・活用と資質の向上とネットワークづくり	58
5. 広報活動の展開	58
6. 原発避難者特例法に基づく指定市町村及び特例事務一覧	59
資料編	60
1. 富岡町福祉計画策定検討委員会設置要綱	60
2. 委員名簿	62
3. 策定経過	62

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

わが国は少子高齢社会を迎えており、直接的な社会保障制度財源に対する圧迫だけではなく、広く社会・経済全体への悪影響が懸念されています。

国においては、少子化傾向への対策として、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、平成17年度から全国の市区町村において「次世代育成支援対策行動計画」に基づく子育て支援対策を実施してきました。この結果、全国の合計特殊出生率（平成17年1.26→平成29年1.43）については、持ち直しがみられるものの、出生数自体は依然として減少傾向が続き、人口減少とともに子どもの人口も減少を続けています。

こうした状況の中、待機児童の増加、子育ての孤立感と負担感の増加、幼児期における質の高い教育ニーズの高まりなど子育てをめぐる環境の変化に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が制定され、この関連3法に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成27年度から施行されています。

富岡町子ども・子育て支援事業計画（以下「本計画」）は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」に相当するもので、わが町における子育て支援の基本を定めるものです。

富岡町（以下「本町」）は、東日本大震災とそれに起因する福島第一原発の事故により、町外への避難を余儀なくされました。平成29年には避難指示区域解除され、町内居住者も240人（平成29年9月1日時点）から、現在では、1,205人（令和2年2月1日時点）まで増加していますが、現在も多くの町民が避難先での生活を続けています。本計画は、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としたものですが、これは、「富岡町災害復興計画（第二次）」（以下「上位計画」）における、復興期から発展期にかけての期間に該当します。上位計画の推計によると、令和7年度までに帰町する推計人口（純町民）は2,500人に過ぎず、新規転入者を1,600人加えて、4,100人を見込んでいますが、同推計によると令和7年度に人口はピークに達し、以後は減少が進む見通しとなっています。町民の帰町に関しては不透明な要因が多く存在し、児童福祉施策として現段階では十分な対策判断が困難な状況にあります。

このようなことから、本計画は、下記を主要施策と定め、重点的に取り組むこととします。

(1) 町内居住者への支援

(2) 帰町しない（できない）者への支援のうち当面帰町しない（できない）者への生活再建支援策において、重点的に取り組むこととします。

わが国の出産や子育てをめぐる環境は、高度経済成長以降の社会・経済の変化への対応の遅れから、保育園の待機児童の解消が進まない、経済的に子育てに不安を持つ家庭が増加しているなど、大きな問題を抱えており、これが少子化の傾向に直結しています。加えて、本町においては、住み慣れた町から離れざるを得なかったという状況が、子どもを産み、育てていくための地域の繋がりや安定した生活を脅かすという特有の問題を抱えています。

子ども・子育て支援法の基本の理念にあるように、こうした社会の変化と本町の現状に対応していくためには、父母に加え、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、相互に協力していく必要があります。こうした環境を、全ての子ども、全ての子育ての段階に応じて切れ目なく、かつ、本町の置かれた厳しい状況に合わせて構築していくためには、最大限の努力が求められます。

本町は、町民の生活再建支援と全国的に進行している出産・子育てを阻害する社会問題等に対して、きめ細やかな対策を、国、福島県及び郡内町村、避難先市区町村、関係機関と連携を図りながら、力強く進めていくこととします。

「子ども・子育て支援法の基本理念」

（基本理念）

第二条 子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない

2 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならない。

3 子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

2. 富岡町子ども・子育て支援計画とは

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定します。本町の「富岡町次世代育成支援行動計画」の基本理念を受けつぎ、子育て支援に関する施策の基本的方向を示すものとして、町民をはじめ、関係団体、行政がそれぞれの立場において、子どもの育ちと子育て家庭の支援に取り組むための指針となるものです。

また、本計画の策定及び実施にあたっては、上位計画を踏まえるとともに、教育、障がい児支援、健康増進、関連分野の施策との調和を図っていきます。

3. 計画期間

計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間です。

なお、子ども・子育て支援事業計画に示す施策・事業等については、定期的に点検を行いながら、着実に推進します。

●計画期間

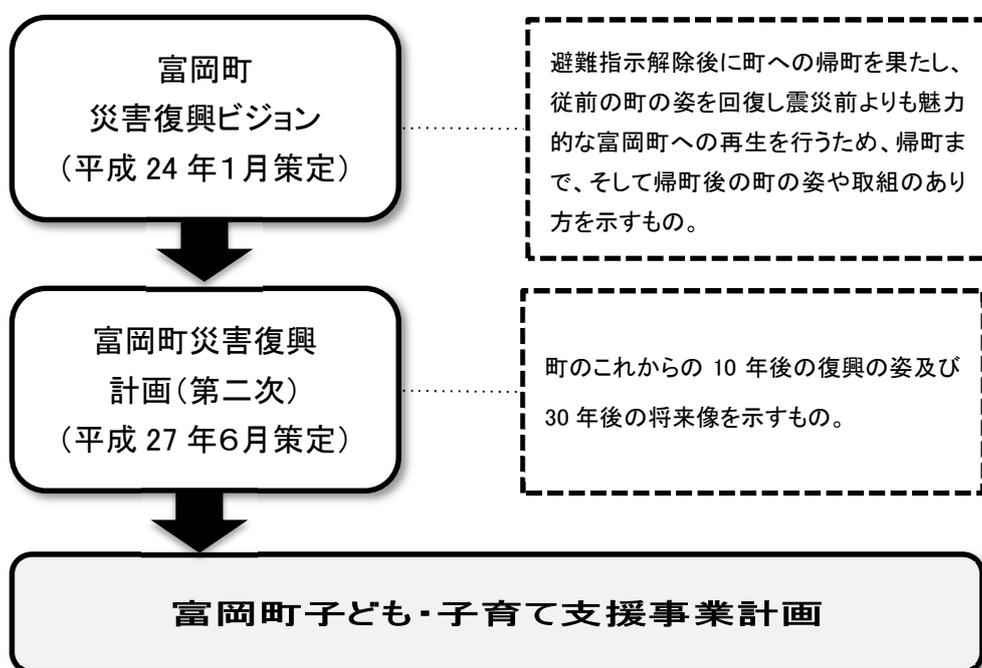
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度以降
本計画	■	■	■	■	■	
次期計画					●見直し及び策定	■

4. 富岡町における他計画との関連

本町は、全町避難という緊急事態の中、町の復興を具体化するため、現在までに、平成24年1月策定の「富岡町災害復興ビジョン」、平成27年6月策定の「富岡町災害復興計画（第二次）」を策定してきました。これらの上位ビジョン及び計画では、今後の町の復興に向けた取組のあり方を明らかにするとともに、本計画に関連する子ども・子育て、障がい児、教育、健康等の施策の指針も提示されています。

本計画は、このビジョン及び2つの上位計画に示された方針に基づき、策定と実施を行っていくものとしします。

●本計画の上位計画



5. 計画策定の体系

子ども・子育て支援法では、各市区町村内の区域ごとの教育・保育の量の見通しと、それを充足するための施設を主たる内容とした計画を策定することを前提としています。

しかし、原子力災害を被る本町において、子どもたちが健やかに成長するためには、教育・保育の施策・事業の充実はもとより、放射線被害対策を考慮した継続的な健康管理が極めて重要になります。

上記の状況を踏まえ、本計画は、下記の体系に基づいて立案を進めていくこととします。

●富岡町子ども・子育て支援事業計画体系

①施策区分	児童福祉、母子保健、学校・教育、放射線対策
②対象区分	町内居住者、帰町しない（できない）者の2区分とし、それぞれを対象として立案
③項目区分	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育て支援に関すること（保育所、各種手当・助成等） ・健康に関すること（母子保健、予防接種、放射線対策等） ・教育に関すること（幼稚園、小中学校等） ・要支援・要保護が必要な児童に関すること（障がい児、要保護児童等）
④個別事業計画の立案	<p>ニーズ調査結果を用いて算出した見込み量に基づき、個別事業を具現化していきます。町内居住者・帰町しない（できない）者を考慮した複合的な支援サービス事業を計画していきます。</p> <p>1) 町内居住者ニーズ把握事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査結果に基づき、実施可能なきめ細やかなサービスを提供する。 <p>2) 避難町民ニーズ把握事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ニーズ調査結果に基づき、実施可能なきめ細やかなサービスを提供する。 <p>3) 避難町民ニーズの避難先自治体への提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難町民が、避難先でサービスを受給できるよう、ニーズを避難先自治体へ提供する。 <p>4) 避難先自治体との協力体制支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難町民が多い自治体との連携を図る。

第2章 子ども・子育て環境

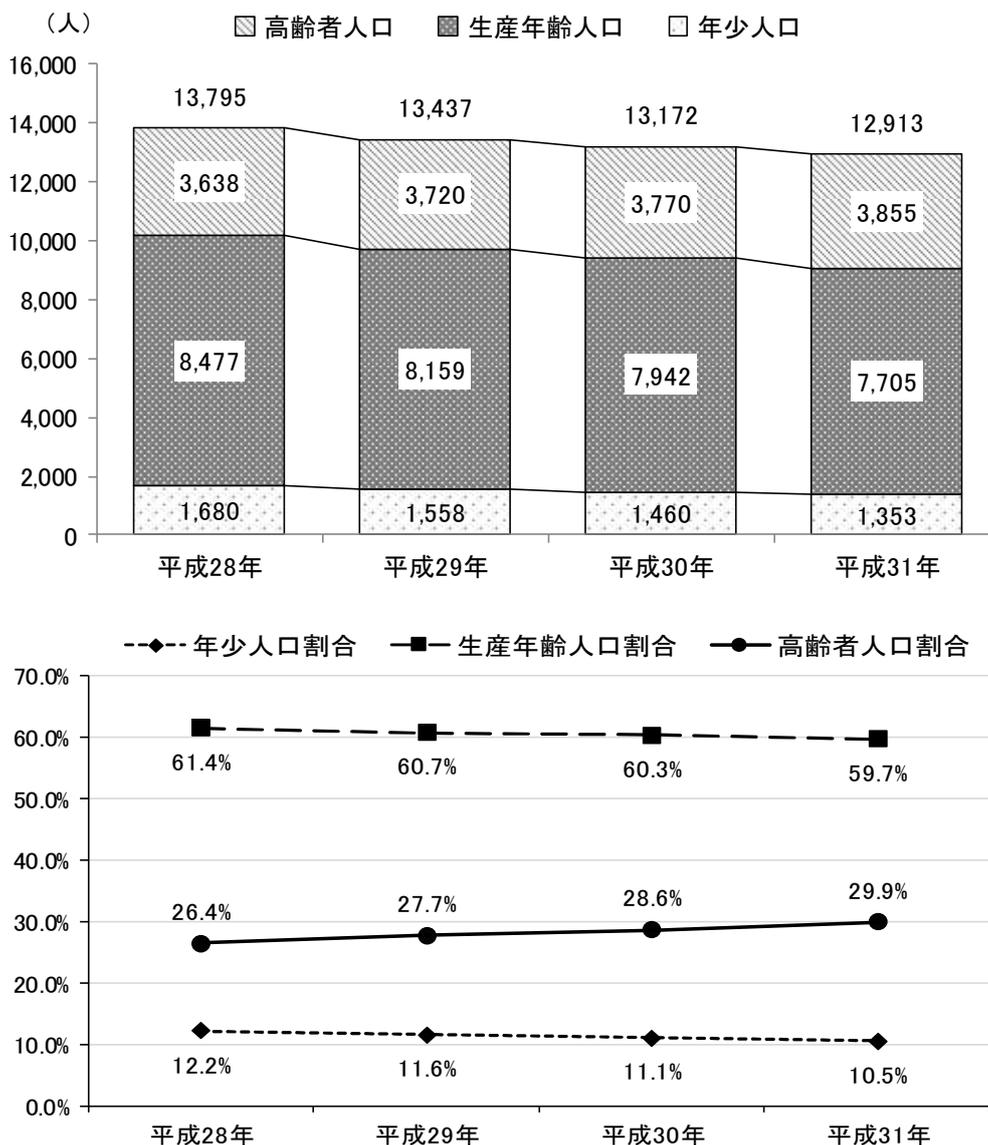
1. 富岡町の現状

(1) 人口・人口構成

本町の人口は、平成28年は13,795人、平成31年は12,913人となっています。

年齢3区分人口は、15歳未満の年少人口が、平成28年の1,680人から平成31年の1,353人へと327人減少しています。一方、65歳以上の高齢者人口は、平成28年の3,638人から平成31年の3,855人と217人増加しています。この結果、年齢構成は、年少人口比率が平成28年の12.2%から平成31年の10.5%へ、15～64歳の生産年齢人口比率が61.4%から59.7%へと低下しているのに対し、65歳以上の高齢者人口比率は平成28年の26.4%から平成31年の29.9%へと3.5%上昇しています。

● 3区分別人口・人口構成（各年4月1日現在・住民基本台帳）

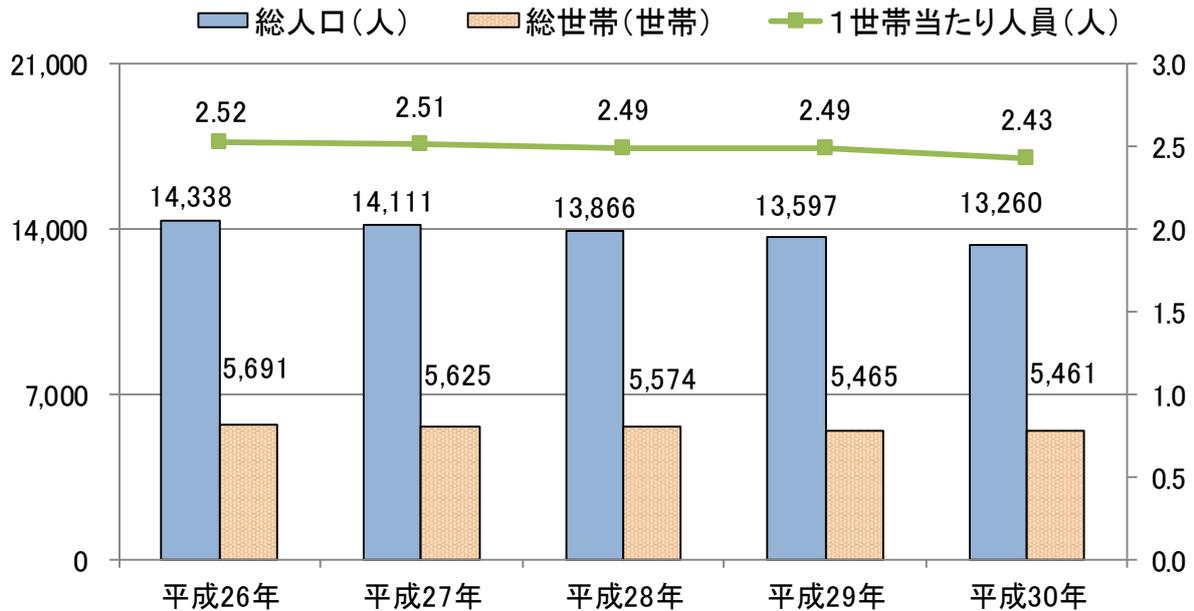


(2) 世帯数

世帯数は、平成26年から30年にかけて人口が微減する中、平成26年の5,691世帯から平成30年の5,461世帯へと減少傾向にあります。

1世帯当たりの人員数も平成26年の2.52人から平成30年の2.43人と、減少しています。

●総人口と世帯数の推移（各年1月1日現在・住民基本台帳）



(3) 子どもの居住状況

小学生以下の子どもの居住状況は、令和元年12月現在で富岡町内は46人となっています。町外では福島県内の他市町村が多く、いわき市に547人、郡山市に175人となっており、県外は合計で167人となっています。

●小学生以下の子どもの居住先状況（令和元年12月現在・福祉課調べ）

	県内							県外			合計
	福島県	富岡町	郡山市	いわき市	福島市	南相馬市	その他県内	(福島県以外) 東北地方・北海道	関東地方	その他県外	
就学前児童	383	25	74	237	6	6	35	5	41	8	437
小学生	511	21	101	310	7	9	63	10	85	18	624
合計	894	46	175	547	13	15	98	15	126	26	1,061
(割合)	84.3	4.4	16.5	51.6	1.2	1.4	9.2	1.4	11.9	2.4	100.0

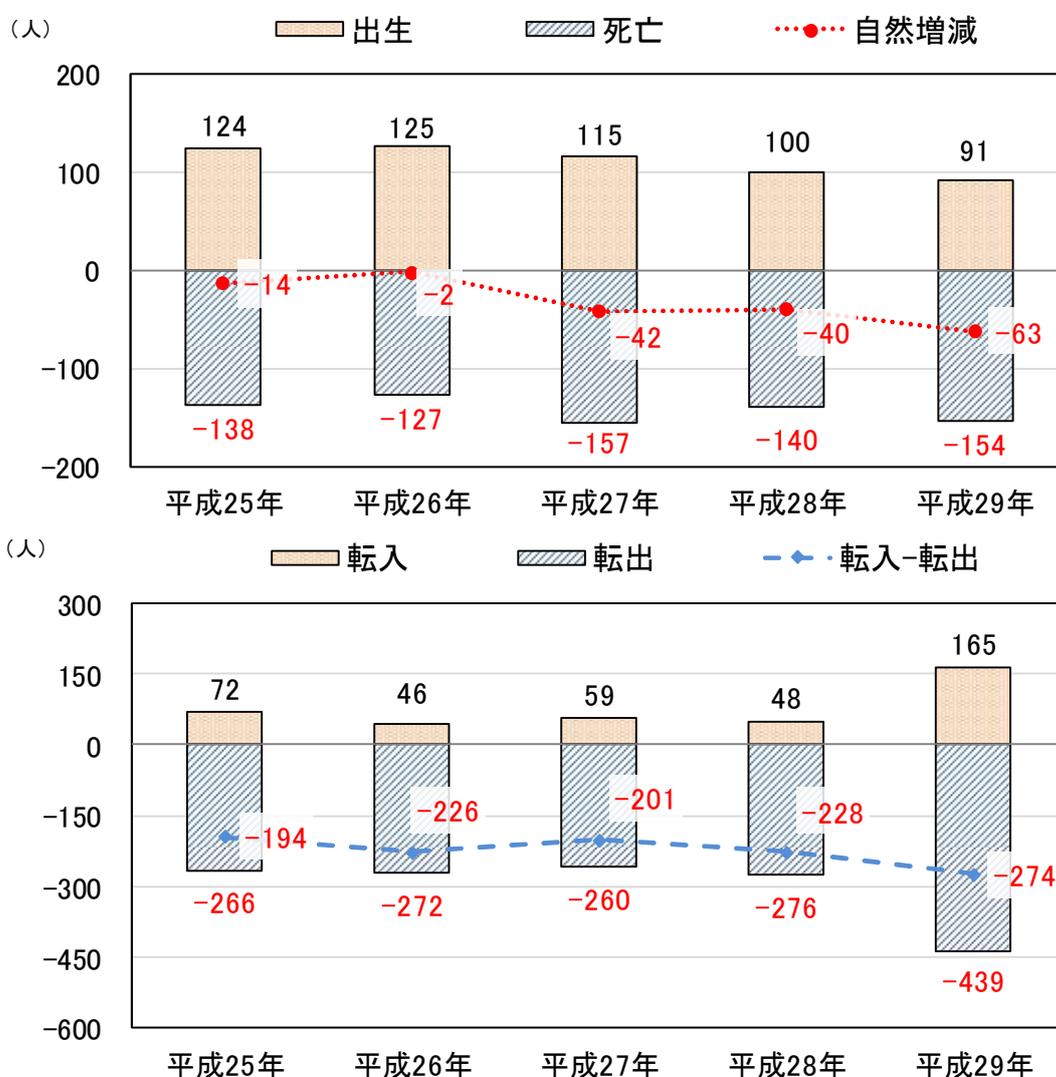
(4) 人口動態

出生数と死亡数の差し引きによる自然動態をみると、平成25年以降は死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いており、平成25・26年は出生数と死亡数の差異は小さかったものの、平成27年は-42人となり、平成29年は-63人となっています。

転入者と転出者の差し引きによる社会動態をみると、平成25年から平成29年までは、転出者数が転入者数を上回る社会減の状態となっています。平成28年から平成29年にかけて転入者数が増加したものの、転出者数がそれを大きく上回り-274人の減少となりました。

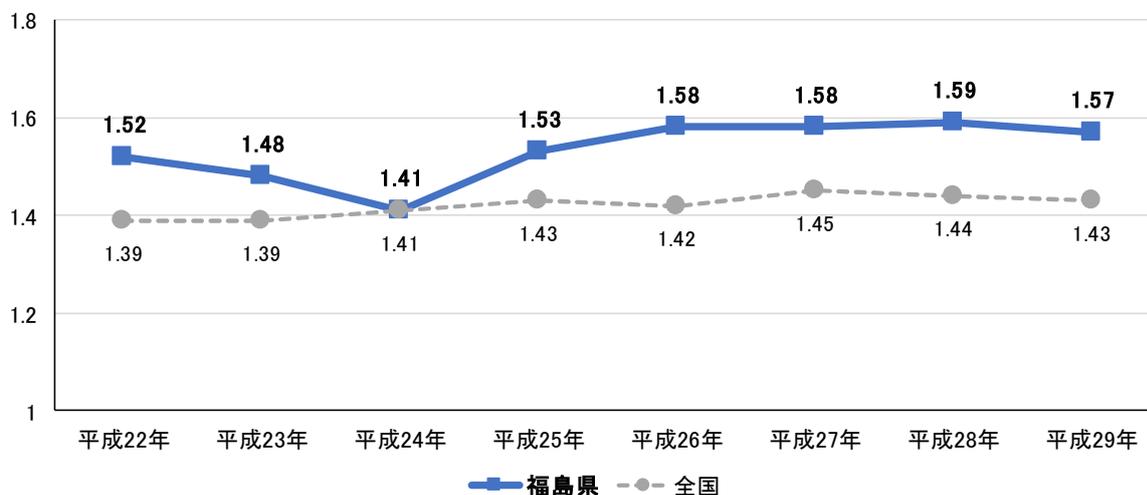
特に社会動態については、町民がどれだけ故郷に絆を持ち続け、また帰町に希望を抱けるかに大きく依存してきます。社会減幅がいつそう減少していくためには、復興に向けての見通しを着実に具体化していくことが必要です。

●自然動態及び社会動態（各年1～12月の計・総務省住民基本台帳移動報告）



県の合計特殊出生率は、平成24年は1.41でしたが平成25年以降は1.53から1.55を超えて推移しており、平成29年は1.57となっています。平成24年を除いて全国より高い水準となっています。

●合計特殊出生率（厚生労働省「人口動態統計」）



(5) 子どもへの虐待の現状

全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数は増加傾向にあり、児童虐待による死亡事例もみられます。

福島県内の相談対応件数も年々増加し、近年は前年度比を上回って推移しており、平成30年度には1,500件以上となっています。このうち心理的虐待が3分の2程度を占めています。

●児童虐待に関する相談件数（福島県資料）

	相談対応件数		前年度比
	全国	福島県	
平成20年度	42,664	238	88.8%
平成21年度	44,211	200	84.0%
平成22年度	56,384	224	112.0%
平成23年度	59,919	259	115.6%
平成24年度	66,701	311	120.1%
平成25年度	73,802	294	94.5%
平成26年度	88,931	394	134.0%
平成27年度	103,286	529	134.3%
平成28年度	122,575	956	180.7%
平成29年度	135,152	1,177	123.1%
平成30年度	未公表	1,549	131.6%

●平成30年度児童相談所別・虐待種別対応件数（福島県資料）

		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	計	
						件数	(%)
中央児童相談所		73	6	236	55	370	23.9
県中児童相談所		89	10	273	75	447	28.9
会津児童相談所		62	8	194	38	302	19.5
浜児童相談所		63	2	319	46	430	27.8
合計	件数	287	26	1,022	214	1,549	100.0
	(%)	18.5	1.7	66.0	13.8		100.0

(6) 子どもの体力低下と肥満傾向

全国的に体力低下及び肥満傾向の子どもが増えているといわれています。福島県では男女ともに全国平均よりも肥満傾向児の割合が高い年齢が大半を占めています。その背景としては、震災と事故発生後に変化した生活習慣の定着化により子どもたちの屋外活動が制限され、運動不足になっていることが考えられます。子どもの肥満傾向及び体力低下への対策は、喫緊の課題となっています。

●肥満傾向児出現率（平成30年度学校保健統計）

(%)

区分		男子			女子		
		平成29年度	平成30年度	全国 (平成30年度)	平成29年度	平成30年度	全国 (平成30年度)
幼稚園	5歳	6.75	4.30	2.58	6.31	7.22	2.71
小学校	6歳	5.32	5.73	4.51	6.86	7.61	4.47
	7歳	8.64	9.13	6.23	9.43	7.01	5.53
	8歳	14.76	13.99	7.76	10.48	6.92	6.41
	9歳	14.53	14.08	9.53	9.72	11.18	7.69
	10歳	19.48	13.78	10.11	13.33	8.94	7.82
中学校	11歳	16.33	10.33	10.01	14.05	14.59	8.79
	12歳	12.62	15.24	10.60	12.21	12.55	8.45
	13歳	12.32	8.04	8.73	11.12	10.99	7.37
高等学校	14歳	9.97	11.71	8.36	11.61	9.91	7.22
	15歳	12.68	14.09	11.01	11.58	13.09	8.35
	16歳	14.67	14.12	10.58	11.48	10.25	6.93
	17歳	8.62	13.76	10.49	9.69	11.59	7.94

※肥満傾向児とは、性別・年齢別・身長別標準体重から肥満度を求め、肥満度が20%以上の者。

肥満度 = (実測体重 - 身長別標準体重) / 身長別標準体重 × 100%。

(7) 本町の保育・教育施設の運営状況

1) 認定こども園

平成31年4月から、富岡町内に認定こども園「にこにここども園」が開園しました。

にこにここども園

住所：富岡町大字小浜字大膳町152番地

定員：1号認定 38名、2号及び3号認定 52名

対象：町民及び町内で就労している方や近隣の町村に在住している方

●にこにここども園の通園状況（4月1日現在）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成31年度	0	1	2	2	1	1	7

2) 幼稚園（夜の森幼稚園 三春園舎）

住所：福島県田村郡三春町大字熊耳字南原94

富岡町立小学校・中学校三春校内において、夜の森幼稚園 三春園舎を開園しております。

●夜の森幼稚園 三春園舎の通園状況（平成27～30年度3月31日時点、平成31年度4月1日時点）

	満3歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成27年度	0	1	4	5	10
平成28年度	0	0	2	4	6
平成29年度	0	3	0	2	5
平成30年度	0	1	4	0	5
平成31年度	3	2	0	3	8



3) 小・中学校

震災前に富岡町内にあった2小学校、2中学校が1校舎に集約され、2018年（平成30年）4月に「富岡町内校」として再開しました。三春町の「三春校」については、これまで通り開校しています（2022年（令和4年）3月まで）。

●富岡町立小学校・中学校「富岡町内校」の通学状況（各年4月1日時点）

住所：福島県双葉郡富岡町小浜中央237-2

(人)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
平成30年度	2	1	3	2	1	4	2	1	1	17
平成31年度	1	4	2	5	2	2	6	3	1	26

●富岡町立小学校・中学校「三春校」の通学状況（各年4月1日時点）

住所：福島県田村郡三春町大字熊耳字南原94

(人)

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3	合計
平成27年度	2	0	3	0	7	5	9	6	7	39
平成28年度	3	2	0	3	0	7	3	9	6	33
平成29年度	3	3	2	0	3	0	7	3	9	30
平成30年度	1	3	3	2	0	3	0	7	3	22
平成31年度	0	1	4	2	2	0	3	0	7	19

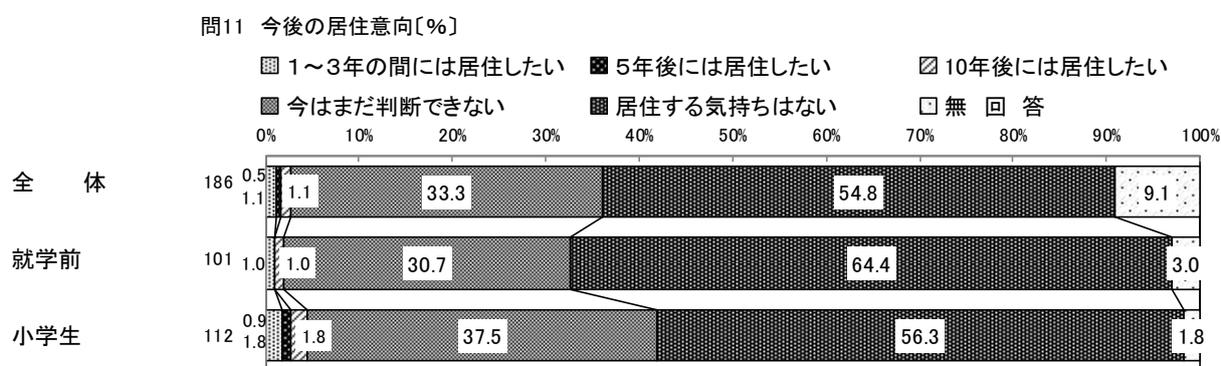


(8) 上位計画と町民の動向

上位計画では、計画期間を平成27年度から令和6年度の10カ年としており、うち平成27年度から28年度までを『復旧期』、平成29年度から令和2年度（平成32年度）までを『復興期』、令和3年度以降を『発展期』と位置づけています。令和2年度（平成32年度）から6年度までを計画期間とする本計画は、計画期間が『復興期』と『発展期』にあたるものとなります。

こうした中、平成30年12月に実施した「富岡町子ども・子育てニーズ調査」では、小学生以下の子どもがいる家庭での帰町意向は、「居住する気持ちはない」が54.8%と多く、次いで「今はまだ判断できない」が33.3%、「1～3年の間には居住したい」「10年後には居住したい」がともに1.1%となっています。

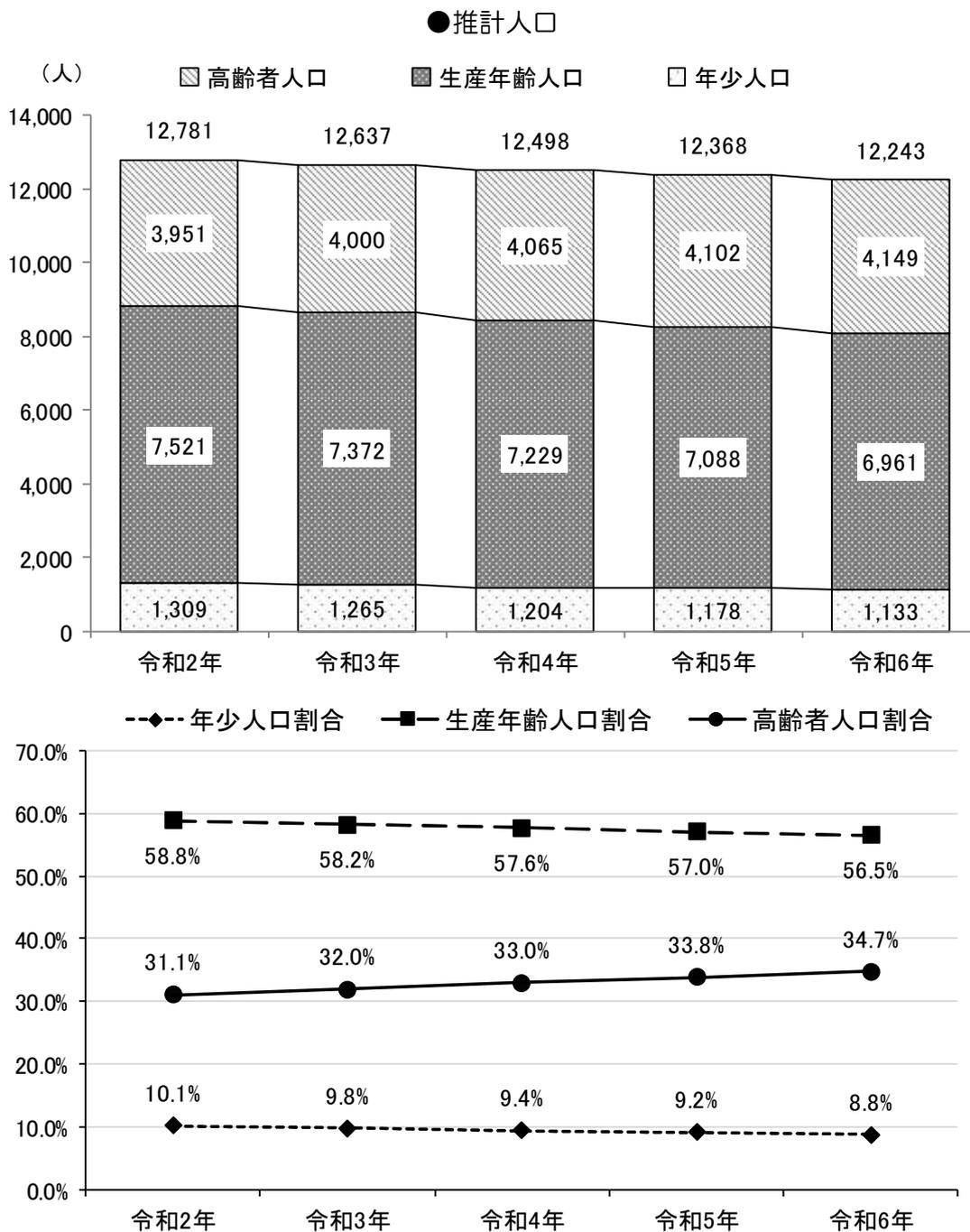
● 帰町意向（「富岡町子ども・子育てニーズ調査」）



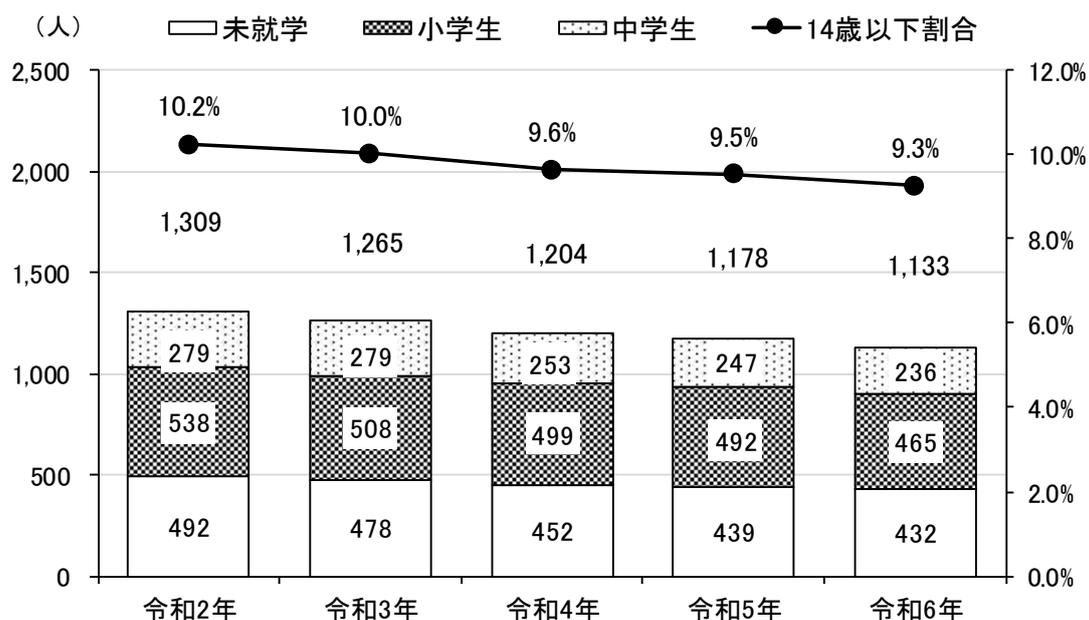
2. 推計人口

計画期間の推計人口は、平成27年から31年4月1日現在の住民基本台帳人口の動向を踏まえ、平成30・31年の変化率が今後も同様に推移すると見込んでコーホート変化率法により推計しました。

以上の方法で推計された将来推計人口は、下記の通りとなります。本計画期間が満了の年となる令和6年時点の推計人口は12,243人となっていますが、これまでの住民意向調査で「現時点で戻りたいと考えている」と回答した町民の多くが高齢者であることを勘案すれば、この時点で帰町している子どもの数は極めて少数に留まるものと考えられます。



●年少人口の推計



(人)

人 歳	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	77	76	75	75	72
1歳	65	77	76	75	75
2歳	77	63	74	73	72
0～2歳計	219	216	225	223	219
3歳	84	76	62	73	72
4歳	100	88	79	66	77
5歳	89	98	86	77	64
3～5歳計	273	262	227	216	213
6歳	96	81	89	80	71
7歳	81	95	81	89	79
8歳	97	79	93	78	86
9歳	80	92	74	88	74
10歳	87	75	87	71	85
11歳	97	86	75	86	70
6～11歳計	538	508	499	492	465
12歳	78	94	83	72	83
13歳	109	78	94	83	72
14歳	92	107	76	92	81
12～14歳計	279	279	253	247	236
合計	1,309	1,265	1,204	1,178	1,133

3. 子ども・子育てを取り巻く状況

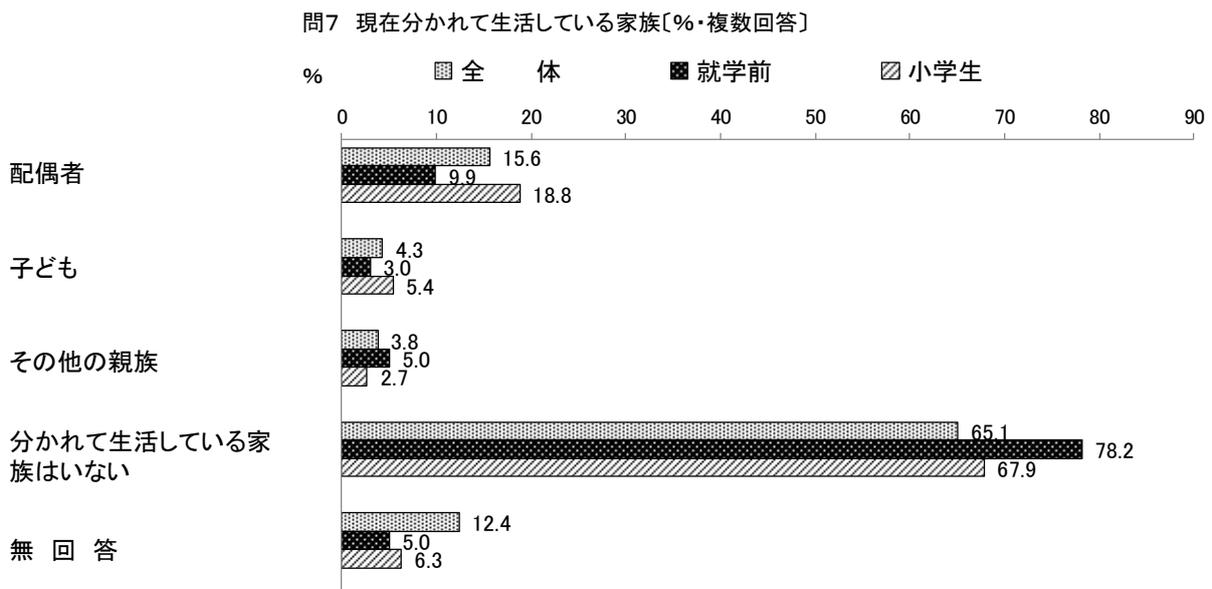
本計画の立案の基本データとするため、子ども・子育てニーズ調査を以下の通り実施しました（以下、「ニーズ調査」といいます）。

●『富岡町子ども・子育てニーズ調査』の実施概要

調査対象	小学生以下の児童のいる世帯全数(平成30年11月1日時点) 対象:698世帯(未就学児:583人、小学生:573人)
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	平成30年12月4日から12月21日まで
回答状況	186世帯(26.6%) 未就学児135人(23.2%) 小学生156人(27.2%)

(1) 震災前に同居していた家族との現在の状況

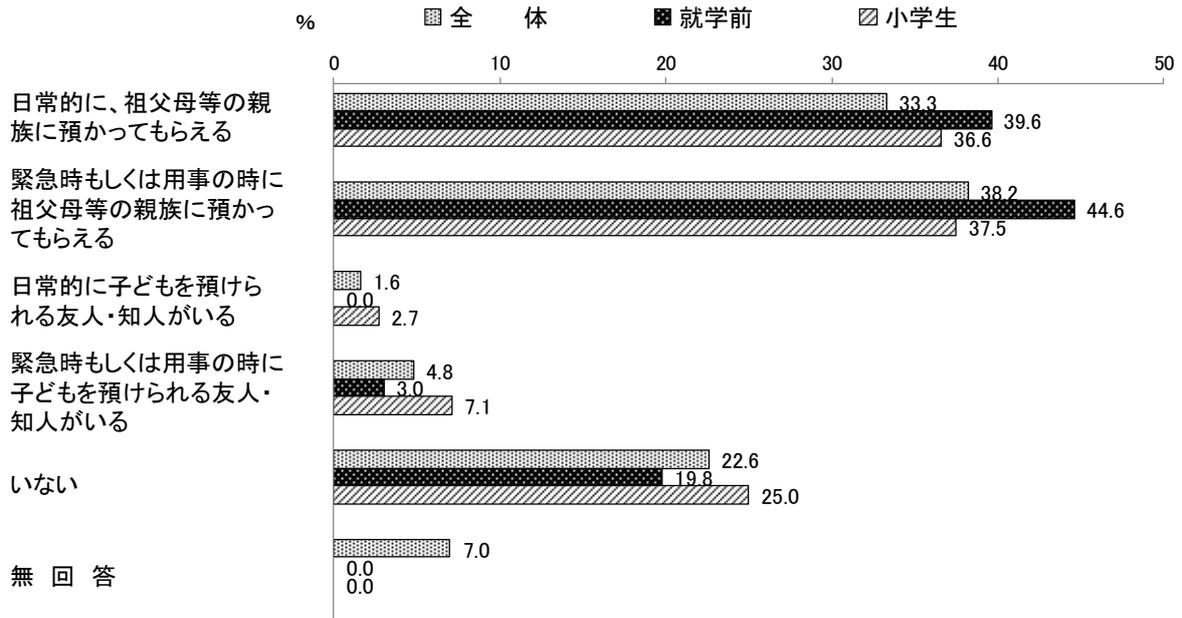
震災前に同居していた家族との現在の状況については未就学児の世帯が「分かれて生活している家族はいない」が78.2%と多く、小学生の世代では「配偶者」が18.8%とやや多くみられます。



(2) 日頃子どもをみてもらえる親族・知人

日頃子どもをみてもらえる親族・知人については「緊急時もしくは用事の時に祖父母等の親族に預かってもらえる」が38.2%と最も多く、次いで「日常的に、祖父母等の親族に預かってもらえる」が33.3%と僅差で続いており、預かってもらえる状況が見受けられるが、「いない」の回答が22.6%となっています。

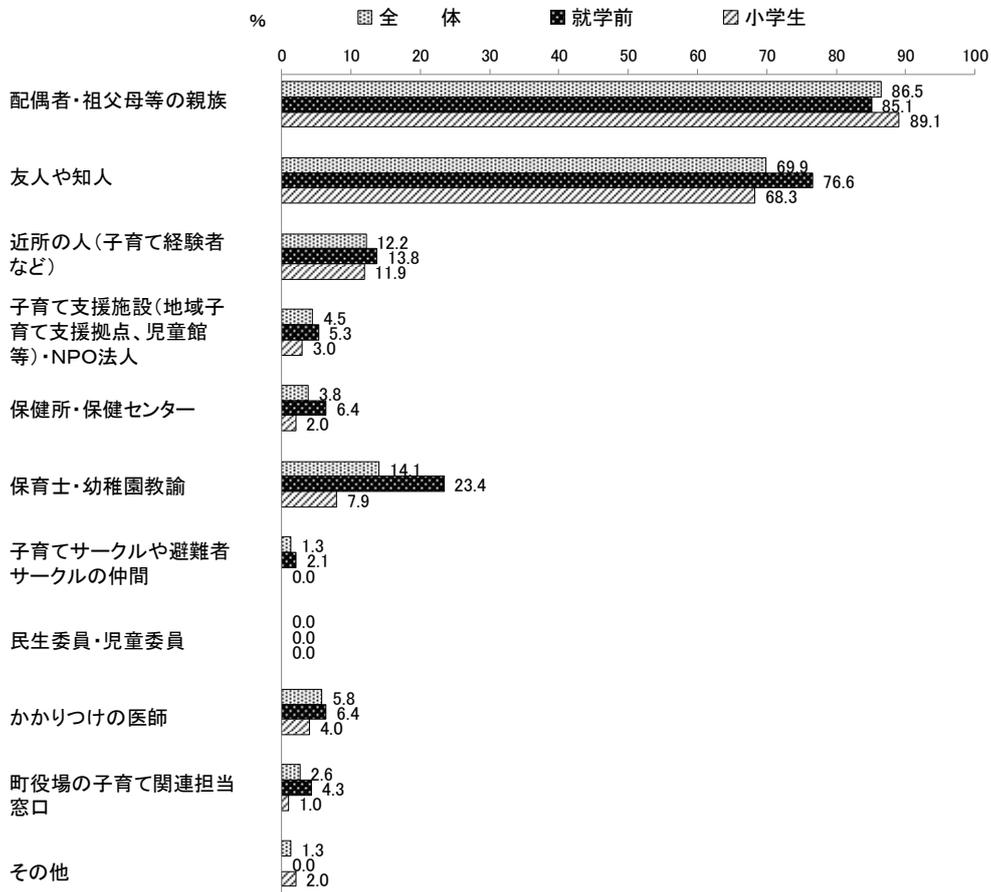
問8 日頃お子さんを預かってもらえる人[%・複数回答]



(3) 相談相手の有無

相談相手の有無については「いる／ある」が83.9%を占めていますが、「いない／ない」が9.1%みられます。主な相談先は、「配偶者・祖父母等の親族」が86.5%と大半が回答しており、「友人・知人」も69.9%と多く、「保育士・幼稚園教諭」と「近所の人（子育て経験者など）」がともに10%強となっています。

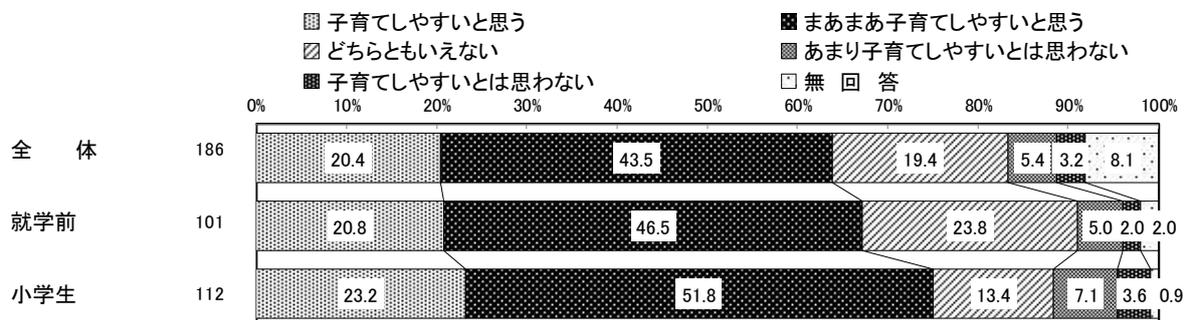
問9-1 気軽に相談できる先[%・複数回答]



(4) 避難先での子育てのしやすさ

避難先での子育てのしやすさは「まあまあ子育てしやすいと思う」が43.5%、「子育てしやすいと思う」が20.4%、「どちらともいえない」が19.4%となっています。

問15 現在の居住地は子育てのしやすい環境が[%]

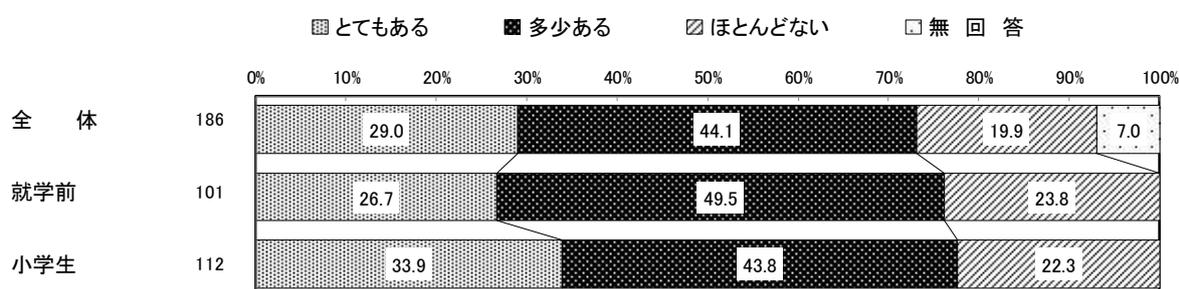


(5) 放射線に対する不安・心配

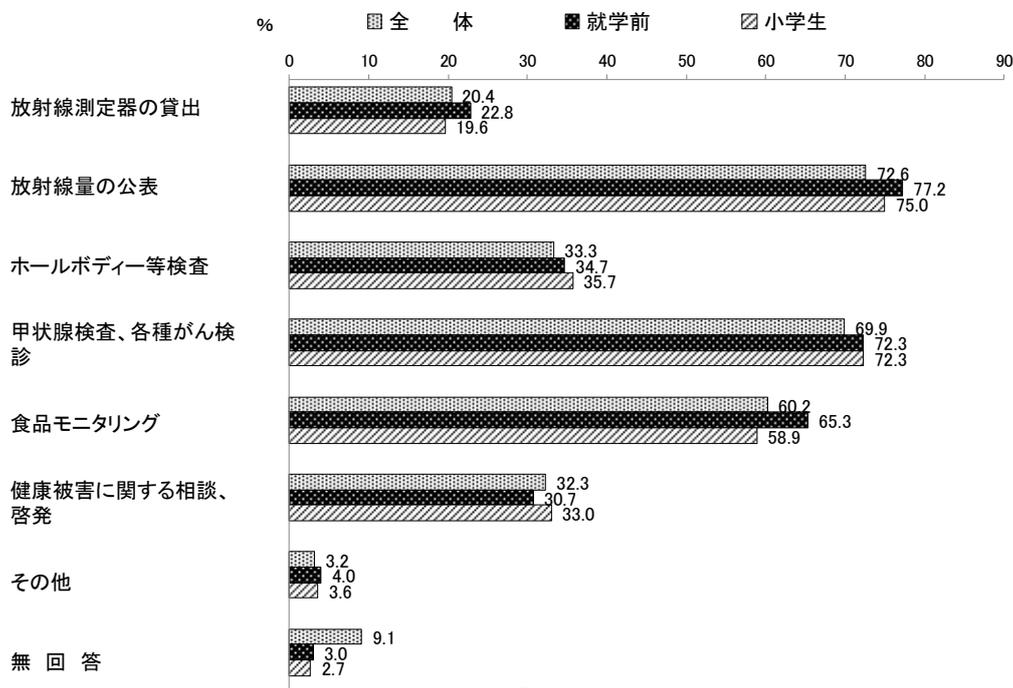
放射線に対する不安・心配は、「多少ある」が44.1%、「とてもある」が29.0%、「ほとんどない」が19.9%となっています。

放射線量に関する取組で必要なものとして、「放射線量の公表」が72.6%と最も多く、次いで「甲状腺検査、各種がん検診」が69.9%、「食品モニタリング」が60.2%回答されています。

問12 放射線に対する不安や心配[%]

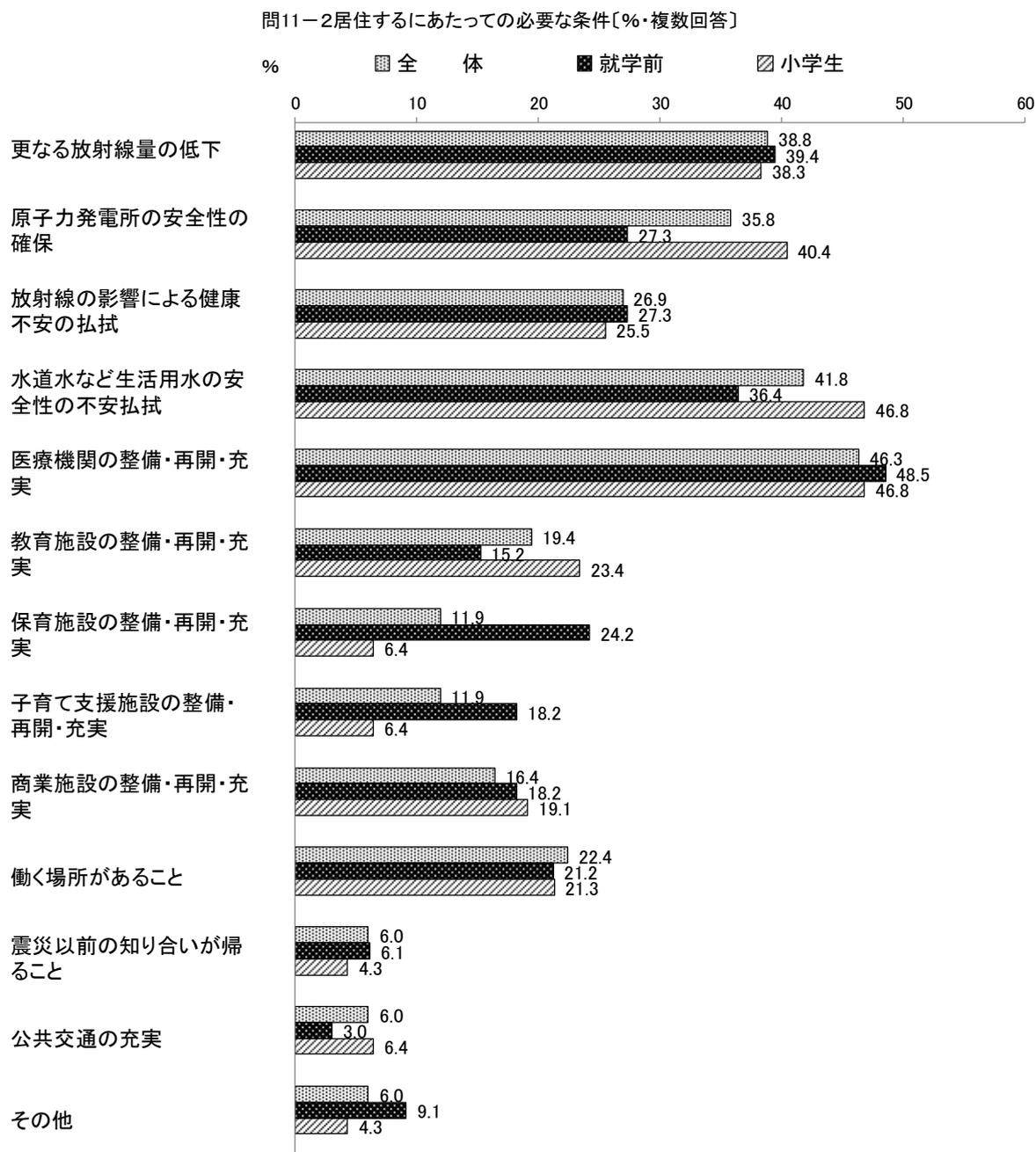


問13 放射線量に関して必要がある取り組み[%・複数回答]



(6) 帰町に必要な条件

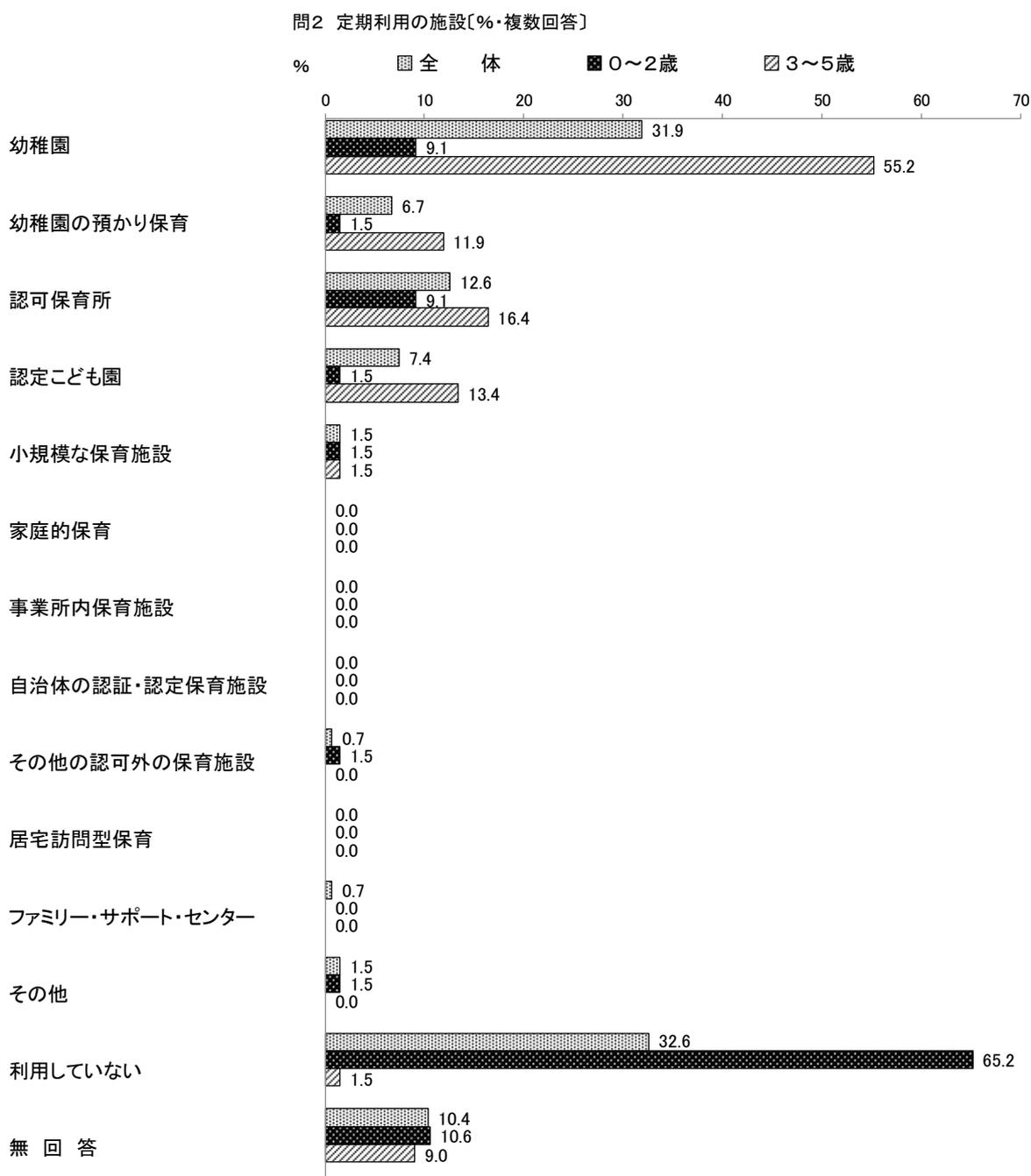
帰町に必要な条件については「医療機関の整備・再開・充実」が46.3%、「水道水など生活用水の安全性の不安払拭」が41.8%、「更なる放射線量の低下」が38.8%、「原子力発電所の安全性の確保」が35.8%といずれも多く回答されています。



(7) 未就学児童が定期的に「利用している」施設

未就学児童が定期的に「利用している」施設については「利用していない」が32.6%、「幼稚園」が31.9%と同程度で多く、「認可保育所」が12.6%、「認定こども園」が7.4%で続いています。

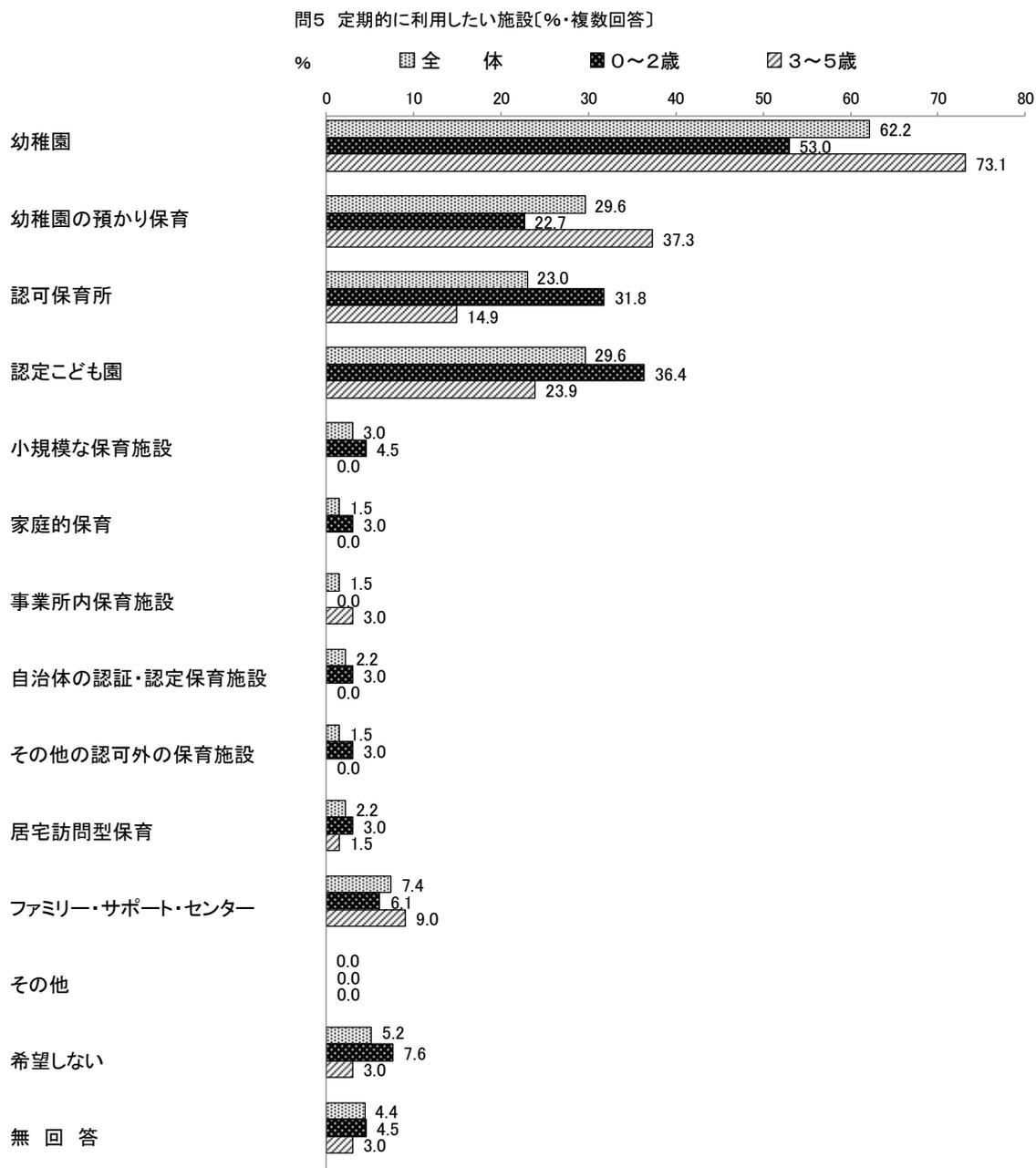
年代別では、0～2歳で「利用していない」が65.2%と多く、3～5歳で「幼稚園」が55.2%、「認可保育所」が16.4%、「認定こども園」が13.4%、「幼稚園の預かり保育」が11.9%と多くみられます。



(8) 未就学児童が定期的に「利用したい」施設

未就学児童が定期的に「利用したい」施設については、「幼稚園」が62.2%と多く、次いで「幼稚園の預かり保育」と「認定こども園」がともに29.6%、「認可保育所」が23.0%です。

年代別では、0～2歳で「幼稚園」が53.0%、「認定こども園」が36.4%と多く、3～5歳で「幼稚園」が73.1%、「幼稚園の預かり保育」が37.3%と多くみられます。

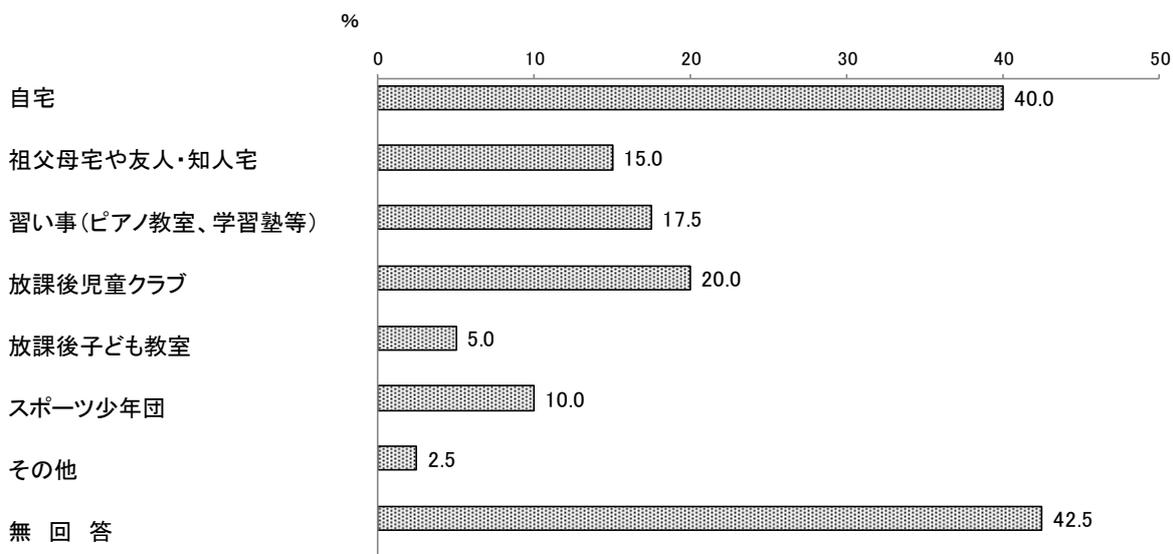


(9) 就学後の放課後の過ごし方

放課後過ごさせたい場所については、低学年では「自宅」が40.0%と最も多く、次いで「放課後児童クラブ」が20.0%、「習い事（ピアノ教室、学習塾等）」が17.5%、「祖父母宅や友人・知人宅」が15.0%です。高学年は「自宅」が32.5%と最も多く、次いで「習い事（ピアノ教室、学習塾等）」が15.0%、「祖父母宅や友人・知人宅」「放課後児童クラブ」がともに12.5%となっています。

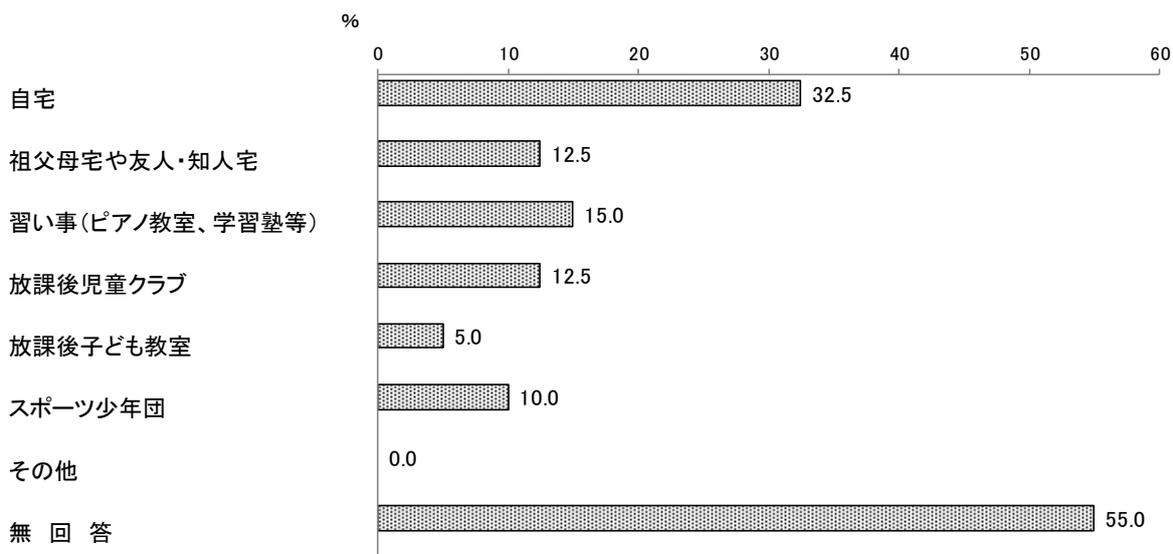
●放課後過ごさせたい場所（低学年時）

問7 放課後過ごさせたい場所・低学年〔%・複数回答〕



●放課後過ごさせたい場所（高学年時）

問7 放課後過ごさせたい場所・高学年〔%・複数回答〕



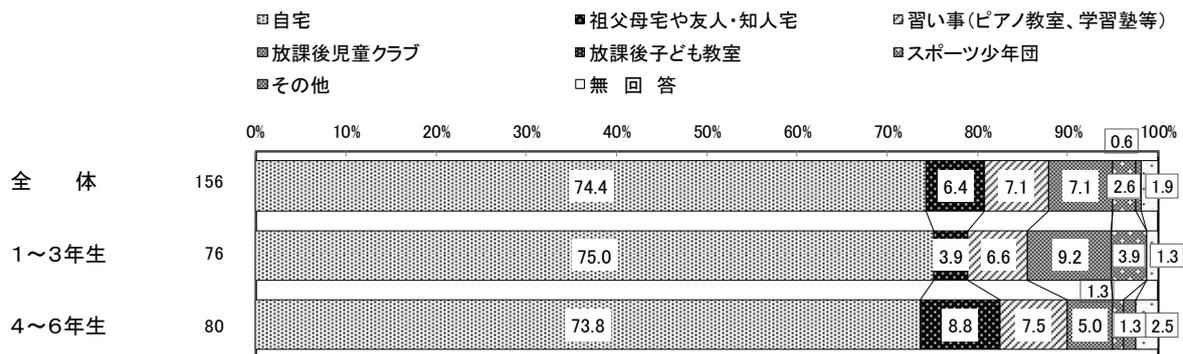
(10) 小学生向け事業の利用状況と利用意向

「自宅」が74.4%と最も多く、「習い事（ピアノ教室、学習塾等）」と「放課後児童クラブ」がともに7.1%となっています。放課後児童クラブの利用時間は、「17時より前」が72.7%と多くを占めており、「18時台」が18.2%で続いています。

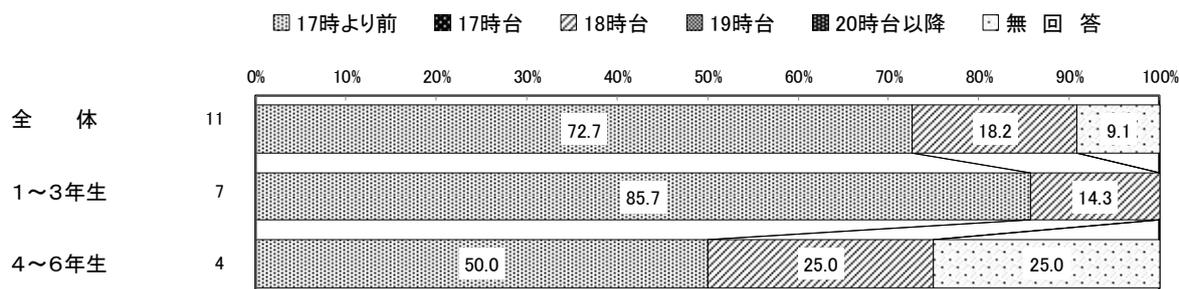
放課後児童クラブの利用希望では、「利用しない」が70.5%と多く、「利用したい」が17.9%となっています。

●放課後の過ごし方

問2 放課後を過ごす場所【%・複数回答】[%]

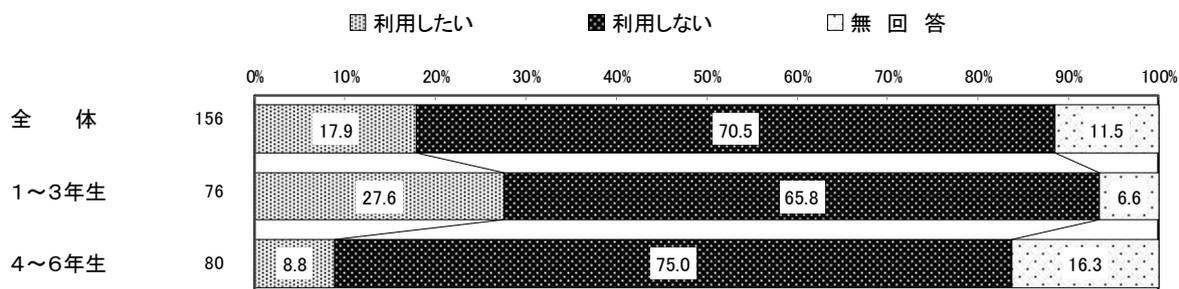


問2 放課後児童クラブ利用時間【%】



●放課後児童クラブの利用希望

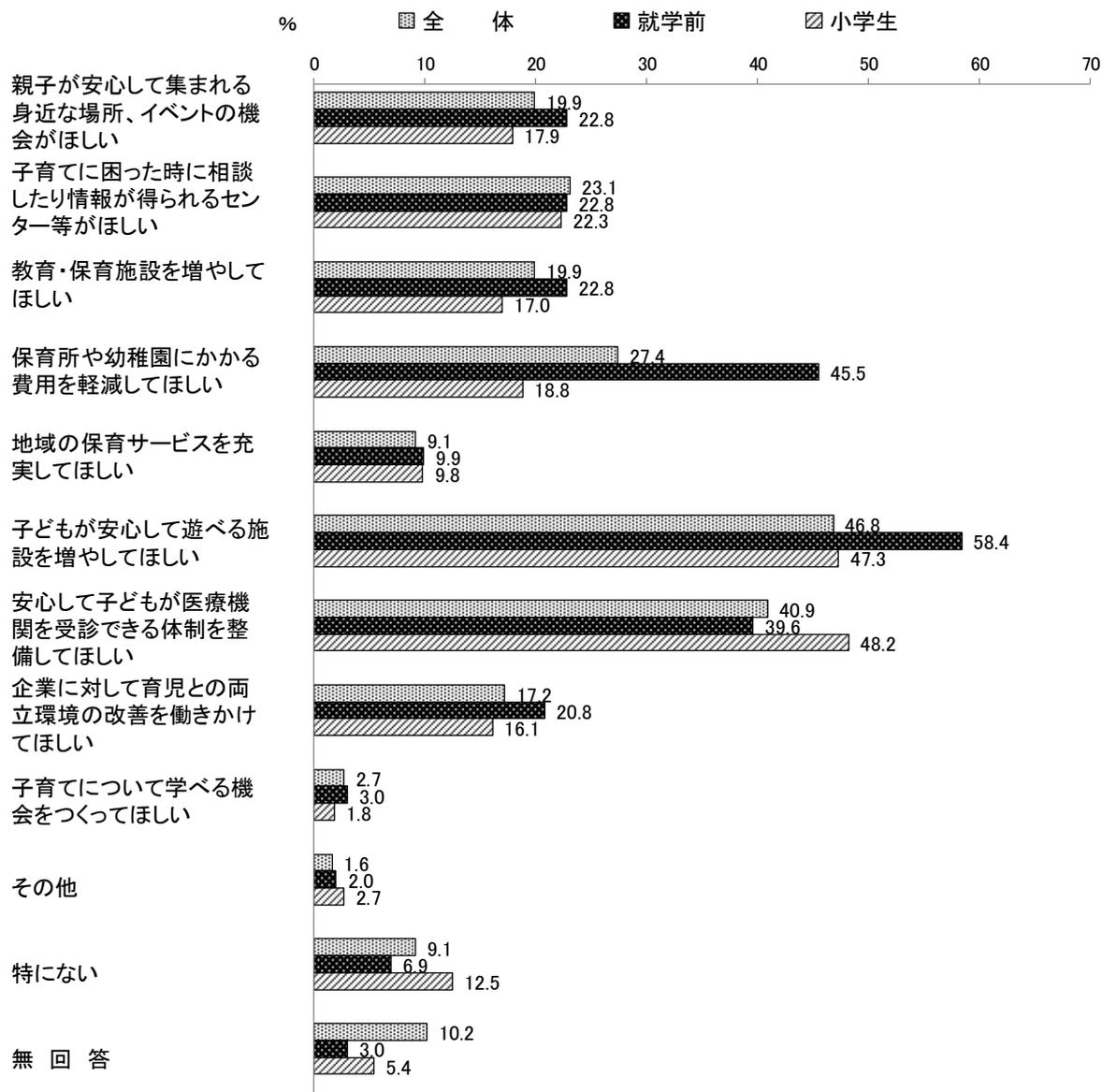
問4 放課後児童クラブ利用希望(1)平日【%】



(11) 町の子育て支援への期待

「子どもが安心して遊べる施設を増やしてほしい」が46.8%と最も多く、次いで「安心して子どもが医療機関を受診できる体制を整備してほしい」が40.9%、「保育所や幼稚園にかかる費用を軽減してほしい」が27.4%、「子育てに困った時に相談したり情報が得られるセンター等がほしい」が23.1%となっています。

問16 町の子育て支援について期待する事[%・複数回答]



第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

避難生活が続く住民が多い状況の中で、本町の次世代の子どもたちが健全で力強く成長することを願って、下記の基本理念を定めます。

元気に育つ さくらっ子

本町は、長い歴史と豊かな伝統に溢れた素晴らしいふるさとで、さくらは町のシンボルです。

震災と原子力事故の結果、富岡町の子どもたちの多くは、町外で暮らさざるを得なくなっています。そうした逆境の中であっても、未来の富岡町とそれを支える子どもたちは、すくすくと育ってほしいと、家族はもちろん、行政や関係機関、そして町民全てが考えています。

2. 基本目標

「ふるさと富岡」の愛郷心を失わず、原子力事故の避難等にも負けない子どもを育むための心と身体の更なる成長を支援します。

（基本目標1）子育て支援の体制づくり

町民が、町内及び避難先での生活の中で、安心して子育てをすることができるよう、子どもの成長段階に合わせた保育サービスの充実を、受け入れ自治体と連携を図るとともに、情報不足になりがちな町民に対し、子育てに関する情報提供及び相談体制、さらに経済的支援体制や、障がい児対策の充実を図っていきます。

（基本目標2）健やかな子どもを育む環境づくり

安心して子育てをするためには、母子の健康の維持も極めて重要です。特に、富岡町では、原子力災害による健康への影響や外遊びの機会の減少など、子どもの発育・発達や健康に対する不安が高くなっています。このため、母子保健や予防接種事業、各種検査体制や医療支援の充実に加え、原子力災害による健康への影響に配慮し、子どもの成長過程に沿った継続的な健康管理と検査体制の維持・強化を行っていきます。

(基本目標 3) 町の未来を支える人づくり

原子力災害による全町避難は一部区域を除き解除されたものの、本町の子どもが心身ともに健全に育ち、地域や日本社会を支えていく人材として巣立っていくためには、様々な環境を整えていく必要があります。これを実現するため、各種の相談事業・カウンセリング事業を強化するとともに、「富岡町内校」及び富岡町立小中学校「三春校」において、郷土学習や災害・エネルギー教育の充実などを推進していきます。

(基本目標 4) 子ども同士、町民同士の絆づくり

いまだ、富岡町から離れて生活している子どもたちに、本町への愛着を持ち続けてもらうために、子ども同士、子どもと富岡の大人たち、そして町民同士の絆が維持され、また再生し、強化されていくことが必要です。そのために、コミュニケーションが取りやすい環境を整えられるよう検討していきます。



3. 基本的な視点

基本目標を確実に達成するため、避難状況に鑑みた児童の成長の過程に沿った支援策を講じていきます。

これを実現するため、本計画は、下記の2つの基本的な視点のもとに事業を計画し実施します。

(1) 子どもの成長過程に応じた支援

出産から成人まで切れ目のない子育て支援を実施していくためには、きめ細やかに対象を区分し、事業の計画・実施に際して漏れがないようにすることが重要です。

本計画は、下記の通り、子どもの成長過程に沿って、継続性のある事業展開を図っていきます。

対象	町の施策の方向性(避難先自治体施策を除く)
妊産婦	訪問・相談支援
乳幼児	訪問・相談支援
小学生	相談支援・教育(ふるさと教育)
中学生	相談支援・教育(ふるさと教育)
高校生	相談支援・教育(ふるさと教育)
要保護児童	訪問・相談支援
要支援児童	相談・手当・助成
ひとり親世帯	相談・手当・助成

(2) 今の生活環境に応じた支援

子どもの状況は、避難先の地域によって大きく異なります。各地域の状況に鑑みた事業の展開が、子ども・子育て支援の実現には欠かせません。

こうした生活環境に応じた適切な支援を実現するため、本計画では、次の2つの視点からの計画立案・実施を行っていきます。

1) 町内居住者への支援

第1期計画期間中に町内居住者への支援として、現在まで定住促進事業をはじめ、ふたば医療センター附属病院の開院、富岡町立小・中学校の再開、屋内プール等の整備などを行ってきました。今後は子育て世帯の定住促進に向けて、屋内遊び場・児童館の整備や障がい児支援等を検討していきます。

2) 避難先における支援サービスの確保

未就学児童では、幼稚園の預かり保育や保育園、各種の一時預かりサービスを中心とした教育・保育サービス、小学生では放課後児童クラブで、利用希望があるのに利用できていない供給不足の状況が見られます。想定する需要に応じて確実にサービス受給ができるよう、町では、サテライト計画に基づき、受け入れ先自治体と連携・協議を図っていきます。また、町立の小中学校が立地する三春町においては、教育関連の事業を行います。

本計画は、この基本を確実に実現していくため、福島県と全面的に協力し、避難先の市区町村に町民のニーズを確実に繋げていくことによって、町民にとって必要な教育・保育サービスの供給を確保することを目指します。



4. 重点施策の展開

以下の3つを重点施策として、関連する施策・事業と連携を図りながら展開していきます。

(1) 相談体制の強化

本町では、町民の子育てに関する不安や避難先での生活上の課題が深刻化することを危惧しており、東日本大震災から9年を迎え、引き続き相談対応が求められています。

そのため、本町は町民の心の不安を和らげるために、町内ではこども園や子育て世代包括支援センターなどの相談できる場所を拡充するとともに、福島県、避難先自治体及びその他関係機関と連携を密にしながら、町民への情報提供と相談体制の強化を図る取組を充実させていきます。

(2) 子どもの健康管理と検査体制の強化

原子力災害による子どもたちへの健康影響に対する懸念は、現在でも残っていると考えられます。

本町においては、福島県と協力の下、平成23年から震災当時18歳以下の子どもに対し、内部被ばく検査及び甲状腺検査を実施しています（町が行う検査については、年齢制限はありません）。今後も継続して検査を受けられる体制を確保していきます。

本町は、放射線量の公表及び放射線に関する各種講習会の開催を通し、保護者の放射線による健康影響への懸念に対応し、健康診査及び検査体制の充実、受診の勧奨を行い、希望される全ての子どもが受診できるよう目指します。

また、県民健康調査において実施している小児健診の結果や学校保健統計から、幼児、児童期の肥満傾向の児童の増加がみられ、小児生活習慣病のリスクの増大が懸念されています。加えて、家庭内の生活習慣が不規則になることで、子どもの心身の発達に遅れをもたらすことも心配されています。

そのため、子どもが心身ともに健やかに成長できるような健康づくりに関する相談や啓発等を行い、心身のケアを強化していきます。

(3) 絆づくり・歴史文化の継承の強化

一部の帰還困難区域を除き、避難指示が解除されているものの、依然として多くの世帯が震災前同居していた家族と離ればなれに暮らしています。

本町においては、避難生活が長くなるにつれ、子どもたちの絆が薄れていってしまうことが懸念されます。

そのため、町ぐるみで絆づくりを進めることが重要であり、子育て世帯の交流と絆づくりを目的として地域交流館を整備します。あわせて、先人たちが営々と築き上げてきた「富岡町の歴史と文化」を後世に継承するため、歴史文化を知り学ぶことができるアーカイブ施設を整備します。

重点施策1 相談体制の強化事業

本町においては、保健、福祉及び教育等様々な分野において、全国に避難する町民の声に耳を傾け、相談業務を進めていきます。

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
保育所、各種手当・助成に関すること	(総合) 福祉課 福祉係 (保育所関係)	0240-22-2111	月～金 8:30～17:15 (祝祭日、年末年始を除く)
	富岡町立にこにこ こども園	0240-22-2358	
母子保健、予防接種に関すること	健康づくり課 健康づくり係	0240-22-2111	
放射線に対する検査に関すること	健康づくり課 放射線健康管理係		
幼稚園、小中学校に関すること	(総合) 教育総務課 総務管理係 (幼稚園関係)	0240-23-7555	
	富岡町立にこにこ こども園	0240-22-2358	
	富岡町立夜の森 幼稚園三春園舎 (小学校関係)	0247-62-7701	
	富岡町立富岡第一 小学校(富岡校)	0240-22-2014	
	富岡町立富岡第二 小学校(三春校) (中学校関係)	0247-62-7790	
	富岡町立富岡第一 中学校(富岡校)	0240-22-2020	
	富岡町立富岡第二 中学校(三春校)	0247-62-7800	

なお、以下の福島県関連の相談窓口を含め、関係機関との連携を図り、きめ細やかな相談体制の整備を検討します。

心と身体に関する相談窓口（県等の相談窓口）

相談窓口	電話番号	受付日時	その他
県立医科大学 放射線医学県民健康管理センター 「こころの健康度・生活習慣に関する調査」専用ダイヤル	024-549-5170	月～金 9：00～17：00 (祝祭日、年末年始を除く)	
ふくしま心のケアセンター 被災者相談ダイヤル ふくここライン	0120-783-295	月～金 9：00～12：00 ／13：00～17：00 (祝祭日、年末年始を除く)	
こころの健康相談統一ダイヤル	0570-064-556	月～金 9：00～17：00 (祝祭日を除く)	
福島いのちの電話	024-536-4343	毎日 10：00～22：00	年中無休
ふくしま寄り添いフリーダイヤル	0120-556-189	毎月 11 日 10：00～22：00	

県保健福祉事務所、保健所の相談窓口

相談窓口	電話番号	受付日時	その他
県北保健福祉事務所	024-534-4300	月～金 9：00～17：00 (祝祭日、年末年始を除く)	
県中保健福祉事務所	0248-75-7811		
県南保健福祉事務所	0248-22-5649		
会津保健福祉事務所	0242-29-5275		
南会津保健福祉事務所	0241-63-0305		
相双保健福祉事務所	0244-26-1132		

子どもの相談（18歳未満）

相談窓口	電話番号	受付日時	その他
児童相談所虐待対応ダイヤル	189	24時間	年中無休
子どもと家庭テレフォン相談	024-536-4152	9:00～20:00 (祝祭日、年末年始を除く)	土日可
ふくしまの赤ちゃん電話健康相談	フリーダイヤル 0120-80-2051 080-2835-9988	月～金 9:30～16:30 (祝祭日を除く)	
福島県こども救急電話相談	#8000 (又は) 024-521-3790	毎日 19:00～翌朝 8:00	夜間可
ピュアハートサポートプロジェクト いじめ・教育相談	(福島いじめSOS24) 0120-916-024 (ダイヤルSOS) 0120-453-141)	(福島いじめSOS24) 24時間 (ダイヤルSOS) 月～金 10:00～17:00 (祝祭日、年末年始を除く)	(福島いじめSOS24) 年中無休

【相談体制の強化事業に関連する施策・事業】（抜粋）

基本目標	施策・事業
子育て支援の体制づくり	(6) 相談体制の整備の検討（強化事業）
子育て支援の体制づくり	(9) ひとり親家庭の相談の充実
子育て支援の体制づくり	(15) 虐待に関する相談の充実
健やかな子育ての環境づくり	(2) 妊婦健康相談
健やかな子育ての環境づくり	(5) 乳幼児健康相談
町の未来を支える人づくり	(11) 相談体制の整備の検討（強化事業）

重点施策2 子どもの健康管理と検査体制の強化事業

本町は、引き続き放射線からの子どもの健康を守るため、よりいっそう、健康診査及び検査体制の充実に努めます。

また、放射線による健康影響に関することや体力の低下及び肥満傾向に関することへの相談や啓発を行い、心身のケアを強化していきます。

(内部被ばく検査機関：福島県内)		
1) ひらた中央病院	平田村	対象：0歳7ヵ月以上
2) ときわ会 いわき泌尿器科	いわき市	対象：0歳7ヵ月以上
3) 伸裕会 渡辺クリニック	南相馬市	対象：3歳以上
4) 福島赤十字病院	福島市	対象：4歳以上
5) 馬場病院	広野町	対象：3歳以上
(内部被ばく検査機関：福島県外連絡先)		
連絡先：福島県県民健康調査課 電話：024-521-8028（土日祝日を除く9：00～17：00）		

※上記1) 及び2) の2箇所の検査機関は、乳幼児の検査が可能なベビースキャンを導入しています。

(甲状腺検査機関：福島県内)	
ひらた中央病院	福島県石川郡平田村上蓬田字大隈30
その他、県実施の検査は、県内各地で実施しています。（連絡先は以下と同じ。）	
(甲状腺検査機関：福島県外連絡先)	
連絡先：福島県立医科大学 ふくしま国際医療科学センター 放射線医学 県民健康管理センター 電話：024-549-5130（土日祝日を除く9：00～17：00）	

【子どもの健康管理と検査体制の強化事業に関連する施策・事業】（抜粋）

基本目標	施策・事業
健やかな子育ての環境づくり	(11) 子どもの健康管理と検査体制
健やかな子育ての環境づくり	(1) 妊産婦健康診査
健やかな子育ての環境づくり	(4) 乳幼児健康診査

重点施策3 絆づくり・歴史文化の継承の強化事業

本町は、屋内遊び場を整備することで子どもたちが安全安心に遊べる場を確保するとともに、遊び場を利用する子どもたちを通じ、施設を訪れた親同士や高齢者同士の交流を図ります。

加えて、先人たちが営々と築き上げてきた「富岡町の歴史と文化」を後世に継承するため、歴史文化を知り学ぶことができるアーカイブ施設を整備します。

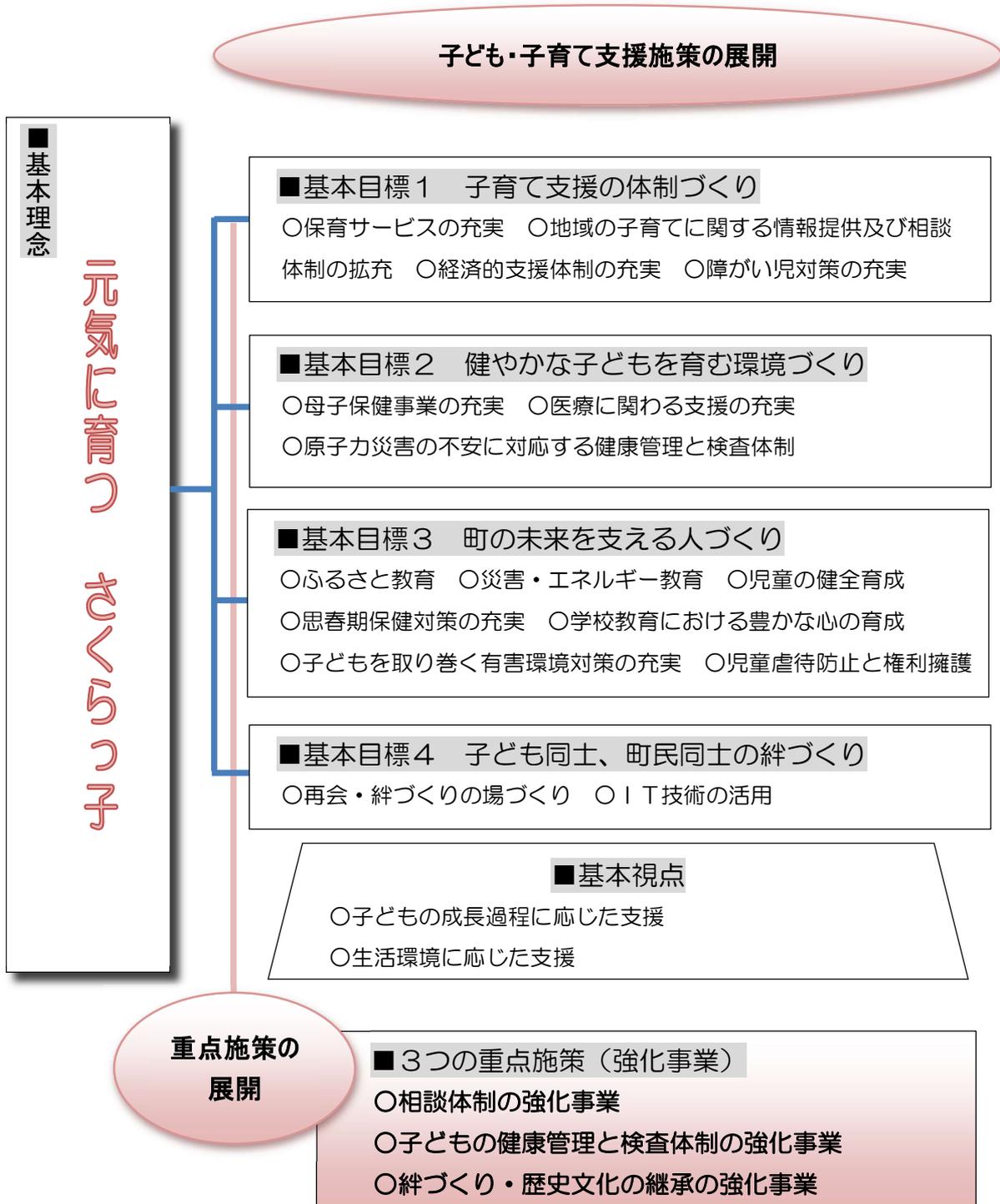
【絆づくり・歴史文化の継承の強化事業に関連する施策・事業】（抜粋）

基本目標	施策・事業
町の未来を支える人づくり	(7) 絆の維持・再生事業（強化事業）
子ども同士、町民同士の絆づくり	(1) 「歴史文化の継承」普及事業（強化事業）
子ども同士、町民同士の絆づくり	(2) 地域交流館事業（強化事業）



第4章 子ども・子育て支援施策の展開

施策の体系



基本目標 1 子育て支援の体制づくり

【現状及び施策の方向】

わが国の少子化の流れは著しく、平成29年には合計特殊出生率が1.43となっており、危機的な状況が続いています。この背景には、結婚や出産の意向があるものの、経済的な問題や子育て環境の不安を抱え、なかなか結婚や出産に踏み切れない状況もみられます。

平成24年8月には「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）が制定され、この関連3法に基づき、就学前の子どもの教育・保育及び地域子育て支援にかかる新たな制度（子ども・子育て支援新制度）が、平成27年度から施行されています。そして、令和元年10月より、教育・保育の無償化が開始されています。

また、18歳未満の障がい児支援については、平成24年に児童福祉法が改正され障がい児に身近な療育の場、生活支援の提供が課題となり、平成30年度からは障がい児福祉計画に則り、障がい児福祉サービスの推進を図っています。

本町では、平成29年に一部の帰宅困難区域を除き避難指示が解除されたことにより、（なお、三春町内に設置・再開していた幼稚園、小学校については令和4年3月まで）平成30年4月から、町内で富岡町立小・中学校「富岡町内校」が再開、平成31年4月には町内に認定こども園「にこにこども園」を開園しました。引き続き、町内での子育て支援の充実を検討し、確実に実施していきます。



【取組状況】

●子ども・子育て施策一覧

	事業		対象区分							対応区分			
	事業名	事業内容	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生	要保護児童	要支援児童	ひとり親家庭	富岡町	全国	一部地域
(1)	定住化促進対策子育て世帯奨励金	町内の定住人口の増加及び人口減少を抑制するとともに、活力に満ちた元気なまちづくりの推進及び子育てに係る経済的負担の軽減のため、町内に居住する子育て世帯に対し奨励金を交付します。		●	●	●					●		
(2)	保育料助成事業	避難先での家庭生活の安定と児童の福祉向上を図るために、保育料を助成します。		●								●	
(3)	児童手当の支給事業	家庭生活の安定と次代の親となる児童の健全育成、資質向上を図るために、児童を養育している人に児童手当を支給します。		●	●	●					●	●	
(4)	児童出産記念手当の支給事業	新生児の出産に当たり、母親のすみやかな健康回復と出産児の健やかな成長を願い、児童出産記念手当を支給します。	●								●	●	
(5)	インターネットを活用した情報提供	育児教室・家族教室や各種講習会等、子育てや教育、生涯学習に関する学習参加の機会の周知徹底を図るため、町広報誌・ホームページ等を活用した情報提供に努めます。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
(6)	地域に開かれた保育施設運営の推進	地域の子どもの交流の促進を図るため、子育てサークル、子育てボランティア支援等、地域における子育てネットワークの形成にあたって中心的な役割を果たし、保育施設の運営を促進します。		●							●		
(7)	交通遺児等の奨励金支給事業	「こどもの日」に交通遺児等に対して、義務教育終了まで奨励金を支給します。			●	●					●	●	
(8)	相談体制の整備の検討(強化事業)	関係機関と連携を図り、きめ細やかな相談体制の整備を検討し、子育てに関する相談業務を進めていきます。	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
(9)	ひとり親家庭医療費助成事業	ひとり親家庭等の健康と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成します。								●	●	●	
(10)	児童扶養手当事業	父(または母)と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活安定と自立を支援するため、児童の母(または父)や、両親に代わってその児童を養育している者に児童扶養手当を支給します。								●	●	●	
(11)	ひとり親家庭の相談の充実	母子自立支援員及び母子福祉協力員等と協力し、ひとり親家庭等の自立支援に向けて、相談体制の充実を図ります。								●	●	●	
(12)	重度心身障害児援護手当の支給	身体または精神に重度の障がいを持つ児童に対して、援護手当を支給します。							●		●	●	
(13)	特別児童扶養手当事業	身体または精神に障がいを持つ児童を養育している者に、特別児童扶養手当を支給します。							●		●	●	
(14)	障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいを持つ、日常生活において常時の介護を要する児童に対して、障害児福祉手当を支給します。							●		●	●	
(15)	発達障害の早期発見・早期養育	双葉地方自立支援協議会等との連携により、発達障害の早期発見・早期療育に努め、以降の社会適応能力の向上と、二次的障がいの防止及び、地域への理解を促します。また、リンクノートの普及により、継続して支援が受けられるように努めます。							●		●	●	
(16)	要保護児童対策地域協議会の設置	関係各課や関係機関、避難先自治体との情報交換による児童虐待の早期発見・防止活動を行うとともに、援助活動と啓発活動を推進します。						●			●	●	

	事業		対象区分							対応区分			
	事業名	事業内容	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生	要保護児童	要支援児童	ひとり親家庭	富岡町	全国	一部地域
(17)	虐待に関する相談の充実	家庭児童相談員、ケースワーカー及びスクールソーシャルワーカーによる児童虐待に関する相談と指導の充実を図ります。						●			●	●	
(18)	虐待の早期発見と予防の推進	関係機関、避難先自治体と連携し、健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会において児童虐待の早期発見と予防に努めます。						●			●	●	
(19)	虐待防止ネットワークの活用	関係機関、避難先自治体との情報交換による児童虐待の実態把握を行うとともに、児童虐待防止に関する援助活動と啓発活動を推進します。						●			●	●	
(20)	主任児童委員、民生児童委員の活用	児童虐待の早期発見、早期対応を実現するため、主任児童委員や民生児童委員を積極的に活用した児童虐待防止対策を推進します。						●			●		● いわき市 郡山市
(21)	延長保育促進事業	保護者が仕事等のため、通常の保育所の開閉所時間を超えて、児童の保育を希望する場合には、保護者の利便性の向上を図ります。		●							●		
(22)	一時保育促進事業	保護者の何らかの事情により保育ができなくなった、在宅の児童を預かります。		●							●		
(23)	乳児保育促進事業	生後6ヵ月から0歳児の保育の導入を検討いたします。		●							●		
(24)	障害児保育事業	集団保育が可能な程度の障がい児の保育を児童及び保護者の意向を踏まえて行います。							●		●		
(25)	特別保育事業の推進	「ニーズ調査」の意向を受け、一時保育と休日保育等の必要性を十分に考慮し、今後の導入を検討していきます。		●							●		

【施策・事業】

(1) 定住化促進対策子育て世帯奨励金

町内の定住人口の増加及び人口減少を抑制するとともに、活力に満ちた元気なまちづくりの推進及び子育てに係る経済的負担の軽減のため、町内に居住する子育て世帯に対し奨励金を交付します。

事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係
対象区分	乳幼児、小学生、中学生（町内に3年以上居住することが条件）
対象生活環境	富岡町
計画期間における取組方向	平成30年度より事業（平成29年4月1日より適用）を開始し、転入及び町内に帰還した子育て世帯に対し事業を行っています。（令和9年度まで）

(2) 保育料助成事業

避難先での家庭生活の安定と児童の福祉向上を図るために、保育料を助成します。

事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係
対象区分	乳幼児
対象生活環境	全国の避難自治体
計画期間における取組方向	令和元年10月からの保育料無償化に伴い、対象世帯を3号認定（0～2歳児）とし、事業を継続していく。

(3) 児童手当の支給事業

家庭生活の安定と次代の親となる児童の健全育成、資質向上を図るために、児童を養育している人に児童手当を支給します。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係
対象区分	乳幼児、小学生、中学生
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(4) 児童出産記念手当の支給事業

新生児の出産に当たり、母親の速やかな健康の回復と出産児の健やかな成長を願い、児童出産記念手当を支給します。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係
対象区分	産婦
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(5) インターネットを活用した情報提供

育児教室・家族教室や各種講習会等、子育てや教育、生涯学習に関する学習参加の機会の周知徹底を図るため、町広報誌・ホームページ等を活用した情報提供に努めます。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係、健康づくり課 健康づくり係、教育総務課 総務管理係、生涯学習課 生涯学習係、住民課 生活支援係
対象区分	妊産婦、乳幼児、小学生、中学生、高校生、要保護児童、要支援児童、ひとり親家庭
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(6) 地域に開かれた保育施設運営の推進

地域の子どもの交流の促進を図るため、子育てサークル、子育てボランティア支援等、地域における子育てネットワークの形成にあたって中心的な役割を果たしうる、保育施設の運営を促進します。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係、生涯学習課 生涯学習係
対象区分	乳幼児
対象生活環境	富岡町
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(7) 交通遺児等の激励金支給事業

「こどもの日」に交通遺児等に対して、義務教育終了まで激励金を支給します。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係
対象区分	小学生、中学生
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(8) 相談体制の整備の検討（強化事業）

関係機関と連携を図り、きめ細やかな相談体制の整備を検討し、子育てに関する相談業務を進めていきます。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係、健康づくり課 健康づくり係／放射線健康管理係、生涯学習課 生涯学習係
対象区分	妊産婦、乳幼児、小学生、中学生、高校生、要保護児童、要支援児童、ひとり親家庭
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(9) ひとり親家庭医療費助成事業

ひとり親家庭等の健康と福祉の増進を図るため、ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成します。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係
対象区分	ひとり親家庭（乳幼児、小学生、中学生、高校生）
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(10) 児童扶養手当事業

父（または母）と生計をともにできない児童が養育されている家庭の生活安定と自立を支援するため、児童の母（または父）や、両親に代わってその児童を養育している者に児童扶養手当を支給します。	
事業主体	町・避難先自治体
担当所管	福祉課 福祉係
対象区分	ひとり親家庭（乳幼児、小学生、中学生、高校生）
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町・特例事務として、期間中継続して実施します。

(11) ひとり親家庭の相談の充実

母子自立支援員及び母子福祉協力員等と協力し、ひとり親家庭等の自立支援に向けて、相談体制の充実を図ります。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係
対象区分	ひとり親家庭（乳幼児、小学生、中学生、高校生）
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(12) 重度心身障害児援護手当の支給

身体または精神に重度の障がいをもつ児童に対して、援護手当を支給します。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係
対象区分	要支援児童（乳幼児、小学生、中学生、高校生）
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(13) 特別児童扶養手当事業

身体または精神に障がいをもつ児童を養育している者に、特別児童扶養手当を支給します。	
事業主体	町・避難先自治体
担当所管	福祉課 福祉係
対象区分	要支援児童（乳幼児、小学生、中学生、高校生）
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町・特例事務として、期間中継続して実施します。

(14) 障害児福祉手当

精神または身体に重度の障がいをもつ児童に対して、日常生活において常時の介護を要する児童に対して、障害児福祉手当を支給します。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係
対象区分	要支援児童（乳幼児、小学生、中学生、高校生）
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(15) 発達障害の早期発見・早期療育

双葉地方自立支援協議会等との連携により、発達障害の早期発見・早期療育に努め、以降の社会適応能力の向上と、二次的障がいの防止及び地域への理解を促します。また、成長の記録ノート「ふたば」の普及により、継続して支援が受けられるように努めます。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係、健康づくり課 健康づくり係
対象区分	乳幼児、小学生、中学生、高校生
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(16) 要保護児童対策地域協議会の設置

関係各課や関係機関、避難先自治体との情報交換による児童虐待の早期発見・防止活動を行うとともに、援助活動と啓発活動を推進します。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係、健康づくり課 健康づくり係
対象区分	要保護児童（乳幼児、小学生、中学生、高校生）
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(17) 虐待に関する相談の充実

家庭児童相談員、ケースワーカー及びスクールソーシャルワーカーによる児童虐待に関する相談と指導の充実を図ります。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係、健康づくり課 健康づくり係、 教育総務課 総務管理係
対象区分	要保護児童（乳幼児、小学生、中学生、高校生）
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(18) 虐待の早期発見と予防の推進

関係機関、避難先自治体と連携し、健康相談、健康診査、訪問指導等あらゆる機会において児童虐待の早期発見と予防に努めます。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係、健康づくり課 健康づくり係、 教育総務課 総務管理係
対象区分	要保護児童（乳幼児、小学生、中学生、高校生）
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(19) 虐待防止ネットワークの活用

関係機関、避難先自治体との情報交換による児童虐待の実態把握を行うとともに、児童虐待防止に関する援助活動と啓発活動を推進します。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係、健康づくり課 健康づくり係、 教育総務課 総務管理係
対象区分	要保護児童（乳幼児、小学生、中学生、高校生）
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。また、児童等に対する必要な支援を行う体制づくりに向け、子ども家庭総合支援拠点機能の確保に取り組みます。

(20) 主任児童委員、民生児童委員の活用

児童虐待の早期発見、早期対応を実現するため、主任児童委員や民生児童委員を積極的に活用した児童虐待防止対策を推進します。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係、健康づくり課 健康づくり係、 教育総務課 総務管理係
対象区分	要保護児童（乳幼児、小学生、中学生、高校生）
対象生活環境	富岡町及びサテライト（いわき市・郡山市）
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(21) 延長保育促進事業

保護者が仕事等のため、通常の保育所の開閉所時間を超えて、児童の保育を希望する場合に行い、保護者の利便性の向上を図ります。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係、認定こども園
対象区分	乳幼児
対象生活環境	富岡町
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(22) 一時保育促進事業

保護者の何らかの事情により保育ができなくなった在宅の児童を預かります。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係、認定こども園
対象区分	乳幼児
対象生活環境	富岡町
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(23) 乳児保育促進事業

生後10カ月からの0歳児の保育を行っています。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係、認定こども園
対象区分	乳幼児
対象生活環境	富岡町
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(24) 障がい児保育事業

集団保育が可能な程度の障がい児の保育を児童及び保護者の意向を踏まえて行います。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係、認定こども園
対象区分	要支援児童（乳幼児）
対象生活環境	富岡町
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(25) 特別保育事業の推進

「ニーズ調査」の意向を受け、一時保育と休日保育等の必要性を十分に考慮し、今後の導入を検討していきます。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係、認定こども園
対象区分	乳幼児
対象生活環境	富岡町
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。



基本目標 2 健やかな子どもを育む環境づくり

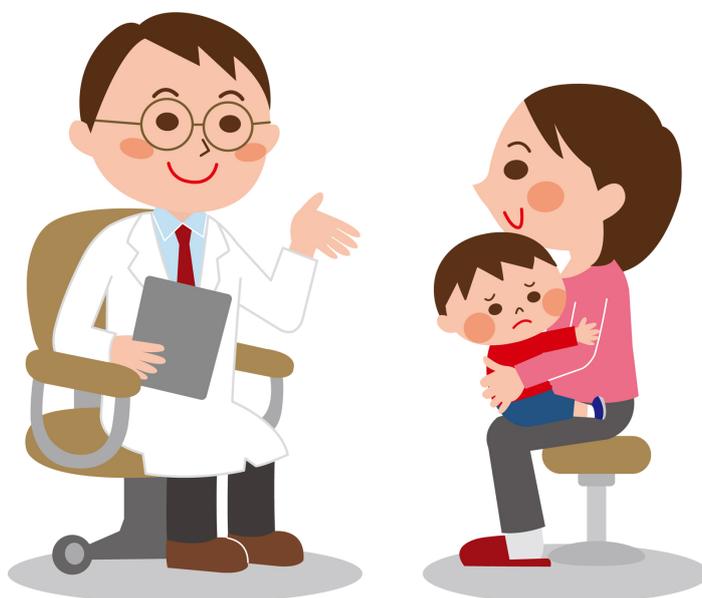
【現状及び施策の方向】

子どもの健康支援については、健康増進法に基づく「健康日本21（第二次）」計画や「健やか親子21（第2次）」計画が、平成27年度～令和6年度まで、関係省庁・各団体の連携の下に実施されています。

「健やか親子21（第2次）」計画においては、切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策、学童期・思春期から成人期に向けた保健対策、子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの3つの基盤課題と、育てづらさを感じる親に寄り添う支援、妊娠期からの児童虐待防止施策の2つの重点課題に分け、課題ごとに指標を立てて健康水準の向上を図っています。

本町は、上記の全国的な課題に加え、原子力災害という大きな問題への対応が必要となっています。「ニーズ調査」でも、原子力災害への不安の声が多く聞かれました。これに対応するため、町としては、放射線量の徹底的な計測と、子どもの健康管理及び検査体制の強化を図っていきます。

帰町に必要な条件で一番多くあげられた意見で「医療機関の整備・再開・充実」については現在、町内には医療機関として「ふたば医療センター」と「富岡町立とみおか診療所」、「富岡中央医院」があります。今後、町内の医療体制の更なる充実に努めてまいります。



【取組状況】

●子ども・子育て施策一覧

	事業		対象区分							対応区分			
	事業名	事業内容	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生	要保護児童	要支援児童	ひとり親家庭	富岡町	全国	一部地域
(1)	妊産婦健康診査	妊娠中の健康管理と妊娠高血圧症候群等の予防及び早期発見、産後の母体の健康管理のため、妊産婦健康診査16回分を公費で実施します。	●								●	●	
(2)	妊婦健康相談	母子健康手帳交付時に、手帳の使い方や日常生活での注意事項等、妊娠期の全般的な保健指導を行います。	●								●	●	
(3)	妊産婦訪問指導	保健指導を受けることが必要な妊産婦に対して、保健師が訪問し、妊娠、出産、育児等に必要な指導を行い、安心して出産・育児ができるように支援します。	●								●	●	
(4)	乳幼児健康診査	乳幼児の身体測定、医師による診察、保健指導等を行うことで、乳幼児の異常の早期発見、育児不安等の軽減等を図り、安心して育児ができるように支援します。		●							●	●	
(5)	乳幼児健康相談	乳幼児の発育・発達、育児に関して、保健師等が支援することで育児不安の軽減を図ります。		●							●	●	
(6)	乳幼児訪問指導	乳幼児の発育・発達、育児環境、疾病予防等について指導を行い、育児不安等の軽減を図ります。		●							●	●	
(7)	予防接種事業	予防接種法に基づき、免疫の獲得と発病予防のため、各種定期予防接種を公費で実施します。		●	●	●	●				●	●	
(8)	小児救急の啓発	母子健康手帳交付時や訪問指導の際に、パンフレット等を用いて応急処置等、救急時の対応について指導し、家庭で対応できるように支援します。	●	●							●	●	
(9)	育児支援家庭訪問事業	産後うつや育児不安等、支援が必要な保護者や乳幼児に対して、保健師が訪問し、必要な指導を行うことで、安心して育児ができるように支援します。		●					●		●	●	
(10)	乳幼児及び子ども医療費助成事業	乳幼児及び子どもの医療費の一部を助成することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、乳幼児及び子どもの健康増進を図っています。		●	●	●	●				●	●	
(11)	子どもの健康管理と検査体制(強化事業)	子どもの健康増進を図るため、健康診査及び検査体制の充実に努めます。 また、放射線の影響による健康被害に関することや体力の低下及び肥満傾向に関することへの相談や啓発を行い、心身のケアを強化していきます。		●	●	●	●				●	●	

【施策・事業】

(1) 妊産婦健康診査

妊娠中の健康管理と妊娠高血圧症候群等の予防及び早期発見、産後の母体の健康管理のため、妊産婦健康診査16回分を公費で実施します。	
事業主体	避難先自治体・町
担当所管	健康づくり課 健康づくり係
対象区分	妊産婦
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町・特例事務として、期間中継続して実施します。

(2) 妊婦健康相談

母子健康手帳交付時に、手帳の使い方や日常生活での注意事項等、妊娠期の全般的な保健指導を行います。	
事業主体	避難先自治体・町
担当所管	健康づくり課 健康づくり係
対象区分	妊婦
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町・特例事務として、期間中継続して実施します。

(3) 妊産婦訪問指導

保健指導を受けることが必要な妊産婦に対して、保健師が訪問し、妊娠、出産、育児等に必要な指導を行い、安心して出産・育児ができるように支援します。	
事業主体	避難先自治体・町
担当所管	健康づくり課 健康づくり係
対象区分	妊産婦
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町・特例事務として、期間中継続して実施します。

(4) 乳幼児健康診査

乳幼児の身体測定、医師による診察、保健指導等を行うことで、乳幼児の異常の早期発見、育児不安等の軽減等を図り、安心して育児ができるように支援します。	
事業主体	避難先自治体・町
担当所管	健康づくり課 健康づくり係
対象区分	乳幼児
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町内で再開できるよう検討します。

(5) 乳幼児健康相談

乳幼児の発育・発達、育児に関して、保健師等が支援することで育児不安の軽減を図ります。	
事業主体	避難先自治体・町
担当所管	健康づくり課 健康づくり係
対象区分	乳幼児
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町・特例事務として、期間中継続して実施します。

(6) 乳幼児訪問指導

乳幼児の発育・発達、育児環境、疾病予防等について指導を行い、育児不安等の軽減を図ります。	
事業主体	避難先自治体・町
担当所管	健康づくり課 健康づくり係
対象区分	乳幼児
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町・特例事務として、期間中継続して実施します。

(7) 予防接種事業

予防接種法に基づき、免疫の獲得と発病予防のため、各種定期予防接種を公費で実施します。	
事業主体	町
担当所管	健康づくり課 健康づくり係
対象区分	乳幼児、小学生、中学生、高校生
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町・特例事務として、期間中継続して実施します。

(8) 小児救急の啓発

母子健康手帳交付時や訪問指導の際に、パンフレット等を用いて応急処置等、救急時の対応について指導し、家庭で対応できるように支援します。	
事業主体	町
担当所管	健康づくり課 健康づくり係
対象区分	妊産婦、乳幼児
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(9) 育児支援家庭訪問事業

産後うつや育児不安等、支援が必要な保護者や乳幼児に対して、保健師が訪問し、必要な指導を行うことで、安心して育児ができるように支援します。	
事業主体	町
担当所管	健康づくり課 健康づくり係
対象区分	乳幼児、要支援児童（乳幼児）
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(10) 乳幼児及び子ども医療費助成事業

乳幼児及び子どもの医療費の一部を助成することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、乳幼児及び子どもの健康保持増進を図っています。	
事業主体	町
担当所管	健康づくり課 国保年金係
対象区分	乳幼児、小学生、中学生、高校生
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(11) 子どもの健康管理と検査体制（強化学業）

<p>子どもの健康増進を図るため、健康診査及び検査体制の充実に努めます。</p> <p>また、放射線による健康影響に関することや体力の低下及び肥満傾向に関することへの相談や啓発を行い、心身のケアを強化していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児検診 ・「富岡町健康手帳」の発行 ・ホールボディカウンタによる内部被ばく検査 ・放射線の影響を受けにくい生涯食育の推進（食品モニタリング等） ・放射線量の公表 ・放射線測定器、個人積算線量計の貸出 ・放射能、放射線に関する各種講習会、学習会の開催 ・学校給食の安全管理の徹底 ・体力低下と肥満対策への啓発 	
事業主体	県・町
担当所管	健康づくり課 健康づくり係／放射線健康管理係、教育総務課 総務管理係、産業振興課 農業振興係、生活環境課 除染対策係、企画課 広聴広報係
対象区分	乳幼児、小学生、中学生、高校生
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	県事務、町事務として、期間中継続して実施し、継続的な検査の受診を促します。

基本目標 3 町の未来を支える人づくり

【現状及び施策の方向】

子どもの育成に関しては、保育サービス等の適切な提供や身体の健康の維持だけではなく、こころの面の豊かさを発達させていくことも極めて重要な視点となります。

子どもの教育については、平成30年に第3期教育振興基本計画が閣議決定され、「夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する」、「社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する」、「生涯学び、活躍できる環境を整える」、「誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する」、「教育政策推進のための基盤を整備する」の5つが基本的な方針として設定され、学校での対応及び市町村の教育環境整備施策の展開がされているところです。

また虐待などの問題行為から、子どもを守るという視点も必要となり、児童相談所の児童虐待の相談対応件数（平成29年度）は135,152件となっています。

本町は、こうした全国的な問題だけではなく、避難という個別の大きな問題を抱えています。特に故郷から引き離された子どもたちが、先人たちが営々として築いてきた富岡町を未来に向かって支えていってくれる人材になってもらえるのかについては、大きな課題を抱えていると言わざるを得ません。この点に対応していくためには、町の仲間と絆を繋げていく機会を提供するとともに、富岡への愛着を深められるような教育も行っていく必要があります。



【取組状況】

●子ども・子育て施策一覧

	事業		対象区分							対応区分			
	事業名	事業内容	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生	要保護児童	要支援児童	ひとり親家庭	富岡町	全国	一部地域
(1)	特色ある学校づくり	テレビ会議システムを利用した遠隔授業や県内外の小中学校との交流、地域住民や特別講師との世代間交流等、特色のある学校づくりを推進します。			●	●					●		● 三春町
(2)	相談体制の整備の検討(強化事業)	児童・生徒や保護者が気軽に相談できるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが常駐し、学校教育に関する相談に努めます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人材育成にも努めます。			●	●					●	●	● 三春町
(3)	絆の維持・再生事業(強化事業)	「子ども友情の集い」や「ふるさと仲間づくり教室」等子どもが集まる機会の創出を図り、子ども間の絆づくりに努めます。			●	●	●				●	●	
(4)	避難先における学校教育等の場の提供と安全確保	避難先における学校教育等の場を提供します。また、保護者・地域の協力による通学時の見送りや声かけを実施します。		●	●	●						●	● 富岡町
(5)	就学援助事業	震災及び原子力災害に伴う避難により、経済的に困窮している保護者の負担軽減のため、就学援助費(学用品、郊外活動、修学旅行、給食に係る費用)を支給します。			●	●					●	●	
(6)	教育施設の整備充実	児童・生徒の学習活動にふさわしい教育環境を確保し、人間性豊かな児童・生徒を育成するため、教育施設の整備に努めます。また、個性に応じた指導や学習への動機付けを強化するため、教育機器(教材・教具等)の適切な活用を図り、学習指導充実に努めます。			●	●					●		● 三春町
(7)	富岡町図書館	必要な情報・知識を得る手助けをし、また文化的活動に寄与する施設です。地域住民の生活や生涯学習を支え、町民の教養、調査研究、レクリエーション等に役立つ資料の整理及び提供に努めます。		●	●	●	●				●		
(8)	移動図書館事業	富岡町図書館への来館が困難な方のために、図書館資料を積んだ車両で司書が定期的に巡回し、図書館サービスを提供します。		●	●	●	●				●		
(9)	特別支援教育の充実	心身に障がいを持つ児童・生徒の適正就学を推進し、社会参加、自立を目指した教育を効果的にを行い、特別支援教育の充実に努めます。							●		●		● 三春町

【施策・事業】

(1) 特色ある学校づくり

テレビ会議システムを利用した遠隔授業や県内外の小中学校との交流、地域住民や特別講師との世代間交流等、特色のある学校づくりを推進します。	
事業主体	町
担当所管	教育総務課 総務管理係
対象区分	小学生、中学生
対象生活環境	富岡町及びサテライト(三春町)
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(2) 相談体制の整備の検討（強化事業）

児童・生徒や保護者が気軽に相談できるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが常駐し、学校教育に関する相談に努めます。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人材育成にも努めます。	
事業主体	県・避難先自治体・町
担当所管	教育総務課 総務管理係
対象区分	小学生、中学生
対象生活環境	富岡町及びサテライト（三春町）、全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(3) 絆の維持・再生事業（強化事業）

「子ども友情の集い」や「ふるさと仲間づくり教室」等子どもが集まる機会の創出を図り、子ども間の絆づくりに努めます。	
事業主体	支援団体・町
担当所管	生涯学習課 生涯学習係
対象区分	小学生、中学生、高校生
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	「ふるさと仲間づくり教室」を通じ、仲間づくりやふるさとについて理解を深められる内容で検討していきます。

(4) 避難先における学校教育等の場の提供と安全確保

避難先における学校教育等の場を提供します。また、保護者・地域の協力による通学時の見送りや声かけを実施します。	
事業主体	町
担当所管	教育総務課 総務管理係
対象区分	幼児、小学生、中学生
対象生活環境	全国の避難自治体、富岡町三春校
計画期間における取組方向	町・避難自治体で期間中継続して実施します。

(5) 就学援助事業

震災及び原子力災害に伴う避難により、経済的に困窮している保護者の負担軽減のため、就学援助費（学用品、郊外活動、修学旅行、給食に係る費用）を支給します。	
事業主体	避難先自治体・町
担当所管	教育総務課 総務管理係
対象区分	小学生、中学生
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町・特例事務として、期間中継続して実施します。 避難先で就学援助の認定を受けることができない児童生徒の一部の保護者に対しては、町が支給します。 国の補助金（被災児童生徒就学援助補助金）を活用しているため、国補助金の終了後は、検討が必要になります。

(6) 教育施設の整備充実

児童・生徒の学習活動にふさわしい教育環境を確保し、人間性豊かな児童・生徒を育成するため、教育施設の整備に努めます。また、個性に応じた指導や学習への動機付けを強化するため、教育機器（教材・教具等）の適切な活用を図り、学習指導充実に努めます。	
事業主体	町
担当所管	教育総務課 総務管理係
対象区分	小学生、中学生
対象生活環境	富岡町及びサテライト（三春町）
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

(7) 富岡町図書館

必要な情報・知識を得る手助けをし、また文化的活動に寄与する施設です。地域住民の生活や生涯学習を支え、町民の教養、調査研究、レクリエーション等に役立つ資料の整理及び提供に努めます。	
事業主体	町
担当所管	生涯学習課 生涯学習係
対象区分	乳幼児、小学生、中学生、高校生、親、高齢者 等
対象生活環境	富岡町及び双葉郡内に住民票を有している方、富岡町に通勤・通学している方
計画期間における取組方向	町事務として継続的に取り組みます。

(8) 移動図書館事業

富岡町図書館への来館が困難な方のために、図書館資料を積んだ車両で司書が定期的に巡回し、図書館サービスを提供します。	
事業主体	町
担当所管	生涯学習課 生涯学習係
対象区分	乳幼児、小学生、中学生、高校生、親、高齢者 等
対象生活環境	富岡町及び巡回先の市町村
計画期間における取組方向	町の今後の動向に合わせ、町事務として検討していきます。

(9) 特別支援教育の充実

心身に障がいを持つ児童・生徒の適正就学を推進し、社会参加、自立を目指した教育を効果的に行い、特別支援教育の充実に努めます。	
事業主体	町
担当所管	教育総務課 総務管理係
対象区分	要支援児童（小学生、中学生）
対象生活環境	富岡町及びサテライト（三春町）
計画期間における取組方向	町事務として、期間中継続して実施します。

基本目標 4 子ども同士、町民同士の絆づくり

【現状及び施策の方向】

平成29年の避難指示解除を受け、平成30年4月に震災前に2校ずつあった小・中学校が集約され、「富岡町内校」として再開し、平成31年4月には認定こども園「にこにここども園」が開園しました。しかし、依然として児童・生徒数が少ない状況が続いています。

地域コミュニティが解体された現状において、子ども同士が遊べる空間の不足や、子育ての不安を抱えつつも相談できない親もおります。子どもの屋内遊び場である地域交流館を整備することで、子ども同士、子どもを通じ施設を訪れた親や高齢者などの交流を促し、町民同士の絆を維持・発展へと繋げていきます。

【取組状況】

●子ども・子育て施策一覧

	事業		対象区分							対応区分			
	事業名	事業内容	妊産婦	乳幼児	小学生	中学生	高校生	要保護児童	要支援児童	ひとり親家庭	富岡町	全国	一部地域
(1)	「歴史文化の継承」普及事業 (強化事業)	富岡町や地域の歴史や文化等について学ぶ機会をつくります。地域の歴史や震災の被害の実態、教訓などを伝えるアーカイブ施設の整備や地域の資料を活用することでふるさとの歴史・文化を学ぶ環境を整備します。			●	●	●				●	●	
(2)	地域交流館事業 (強化事業)	子育て世代の交流の促進を図るため、親子が集える場をつくります。		●	●	●	●	●	●	●	●		
(3)	親子拠点事業 (強化事業)	富岡町文化交流センター内での事業等(リズム教室の継続やフレッシュママクラブ等の再開)を通して子育て世代の交流促進を図るため親子が集える場をつくります。		●	●	●	●	●	●	●	●	●	
(4)	絆の維持・再生事業 (強化事業)	富岡町文化交流センター内での事業等(ふるさと仲間づくり教室の再開や子供を対象とした自主事業の実施、各種スポーツ教室の継続)を通して子供が集まる機会の創出を図り、子供同士の絆づくりに努めます。			●	●	●				●	●	

【施策・事業】

(1)「歴史文化の継承」普及事業（強化事業）

富岡町や地域の歴史や文化等について学ぶ機会をつくります。地域の歴史や震災の被害の実態、教訓などを伝えるアーカイブ施設の整備や地域の資料を活用することでふるさとの歴史・文化を学ぶ環境を整備します。

事業主体	町
担当所管	生涯学習課 生涯学習係
対象区分	小学生、中学生、高校生
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として継続的に取り組みます。

(2) 地域交流館事業（強化事業）

子育て世代の交流の促進を図るため、屋内遊び場等の親子が集える場をつくれます。	
事業主体	町
担当所管	福祉課 福祉係
対象区分	乳幼児、小学生、中学生、高校生、要保護児童、要支援児童、親、ひとり親家庭、高齢者 等
対象生活環境	富岡町
計画期間における取組方向	令和2年度中開館予定。令和元年度現在整備中。

(3) 親子拠点事業（強化事業）

富岡町文化交流センター内での事業等（リトミック教室の継続やフレッシュママクラブ等の再開）を通して子育て世代の交流促進を図るため親子が集える場をつくれます。	
事業主体	町
担当所管	生涯学習課 生涯学習係
対象区分	乳幼児、小学生、中学生、高校生、要保護児童、要支援児童、ひとり親家庭
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として継続的に取り組みます。

(4) 絆の維持・再生事業（強化事業）

富岡町文化交流センター内での事業等（ふるさと仲間づくり教室の再開や子どもを対象とした自主事業の実施、各種スポーツ教室の継続）を通して子どもが集まる機会の創出を図り、子ども間の絆づくりに努めます。	
事業主体	支援団体、町
担当所管	生涯学習課 生涯学習係
対象区分	小学生、中学生、高校生
対象生活環境	富岡町及び全国の避難自治体
計画期間における取組方向	町事務として継続的に取り組むとともに事業再開について検討してまいります。

子ども・子育て支援事業の推進（第一期見込み）

種 別	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1号認定(教育3～5歳) (実人/月)	218	213	206	197	192
2号認定(実人/月)					
うち教育ニーズ	55	54	52	50	49
うち保育ニーズ	46	45	44	42	40
3号認定(保育0歳)(実人/月)	24	24	23	22	22
3号認定(保育1～2歳) (実人/月)	29	28	27	28	26
時間外保育(実人/月)	30	29	28	27	27
放課後児童健全育成事業 (実人/月)					
低学年	37	36	35	34	33
高学年	18	17	16	16	16
幼稚園における在園児を対象と した一時預かり(延人/年)					
1号認定による利用	12	12	11	11	11
2号認定による利用	0	0	0	0	0
幼稚園における在園児を対象と した一時預かり以外 (延人/年)	809	788	761	735	719
病児保育事業、 子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポート事業) (人日/年)	185	180	174	168	165
子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポート事業) 【就学児のみ】 (人日/年)	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業 (ショートステイ) (延人/年)	93	90	87	84	82
地域子育て支援拠点事業 (延人日/年)	1,440	1,404	1,344	1,320	1,296
乳幼児家庭全戸訪問事業 (実人)	99	97	94	92	92
妊婦健診(人)	99	97	94	92	92
利用者支援事業(箇所)	-	-	-	-	-
養育訪問支援事業(世帯数)	-	-	-	-	-

子ども・子育て支援事業の推進（第二期見込み）

（ ） 町内人数

種 別	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1号認定(教育3～5歳) (実人/月)	(3)124	(4)119	(6)103	(8)98	(10)96
2号認定(実人/月)					
うち教育ニーズ	46	44	39	37	36
うち保育ニーズ	(6)98	(8)94	(9)81	(10)77	(12)76
3号認定(保育0歳)(実人/月)	(3)33	(3)32	(3)32	(3)32	(3)30
3号認定(保育1～2歳) (実人/月)	(6)38	(8)38	(10)40	(12)40	(13)40
時間外保育(実人/月)	95	92	87	85	83
放課後児童健全育成事業 (実人/月)					
低学年	75	70	72	68	65
高学年	47	45	42	43	40
幼稚園における在園児を対象と した一時預かり(延人日/年)	(60)1117	(80)1,072	(120)928	(160)883	(200)871
幼稚園における在園児を対象と した一時預かり以外 (延人日/年)	(720) 17,223	(960) 17,089	(1,440) 16,896	(1,920) 16,775	(2,400) 16,698
病児保育事業、 子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポート事業) (人日/年)	117	114	108	105	103
子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポート事業) 【就学児のみ】 (人日/年)	0	0	0	0	0
子育て短期支援事業 (ショートステイ) (延人/年)	0	0	0	0	0
地域子育て支援拠点事業 (延人日/年)	(60)368	(70)363	(80)378	(90)375	(100)368
乳幼児家庭全戸訪問事業 (実人)	(5)40	(5)36	(5)32	(4)30	(4)30
妊婦健診(人回/年)	(80)1,078	(80)1,064	(80)1,050	(64)1,050	(64)1,008
利用者支援事業(箇所)	1	1	1	1	1
養育訪問支援事業(世帯数)	3	3	4	4	5

第5章 計画推進に向けて

1. 計画の実現に向けて

少子化や子どもを取り巻く社会環境、経済状況等の変化、原子力災害の影響などに速やかにかつ適切に対応し、より効果的に本町の子育て支援を推進するためには、施策に客観的な評価の基準を設けた上で、事業ごとの点検・評価を行い、その結果を踏まえて、事業の見直しや新たな事業づくりに取り組むPDCAのサイクルを確立することが重要です。

2. 庁内の計画推進体制

計画の進捗状況を定期的に把握し、着実な推進と必要な見直しを行い、連携して推進するため、「富岡町福祉計画策定検討委員会」を基盤にして推進体制を確保し、内部点検・評価を行います。

3. 国、福島県及び郡内町村、避難先市区町村、関係機関との連携

本町は、原発避難者特例法に基づく指定市町村に指定されており、提供すべき行政サービスのうち、自ら提供することが困難であるとして総務大臣に届け出て告示されたもの（特例事務）については、原発避難者特例法に基づき、避難先団体から受けることとなります。本計画の対象の子ども・子育て支援に関わる事務についても、その幾つかは上記の特例事務に相当します。

また、町の一部においては避難指示が継続しているため、本計画の実施にあたっては、国、福島県及び郡内町村、避難先市区町村、関係機関等との強固な連携を行っていくこととします。

4. 人材の確保・育成・活用と資質の向上とネットワークづくり

様々な課題の解決に取り組んでいくため、関係課及び町内の教育・保育施設、避難先の教育・保育施設をはじめ、関係機関と連携して、研修や情報交換に努め、ネットワークづくりに努めます。

5. 広報活動の展開

子育て家庭が必要な情報を的確かつ円滑に得られ、安心して子育てできるように、子育てに関する情報等を適宜提供するとともに、様々な情報提供手段を活用し、広報活動を行います。

6. 原発避難者特例法に基づく指定市町村及び特例事務一覧

指定市町村

福島県					
いわき市	田村市	南相馬市			
川俣町	広野町	楡葉町	富岡町	大熊町	双葉町
浪江町	川内村	葛尾村	飯舘村		

特例事務（11法律268事務）

【医療・福祉関係】

- ・要介護認定等に関する事務（介護保険法）
- ・介護予防等のための地域支援事業に関する事務（介護保険法）
- ・養護老人ホーム等への入所措置に関する事務（老人福祉法）
- ・保育所入所に関する事務（児童福祉法）
- ・予防接種に関する事務（予防接種法）
- ・児童扶養手当に関する事務（児童扶養手当法）
- ・特別児童扶養手当等に関する事務（特別児童扶養手当等の支給に関する法律）
- ・乳幼児、妊産婦等への健康診査、保健指導に関する事務（母子保健法）
- ・障害者、障害児への介護給付費等の支給決定に関する事務（障害者自立支援法）
- ・子ども・子育て支援法第20条、第27条、第29条、第42条、第43条、第54条及び附則第6条の規定に関する事務（子ども・子育て支援法）

【教育関係】

- ・児童生徒の就学等に関する事務（学校教育法、学校保健安全法）
- ・義務教育段階の就学援助に関する事務（学校教育法、学校保健安全法）

資料編

1. 富岡町福祉計画策定検討委員会設置要綱

(平成 12 年 3 月 6 日要綱第 6 号)

(目的)

第 1 条 富岡町に生活する全ての町民が安心かついきいきと生活することのできる地域社会形成のため、町民の生活実態及びニーズを十分に踏まえた富岡町福祉計画(以下「計画」という。)の策定及び進捗状況を点検、フォローし、総合的な福祉行政の対応を検討することを目的として設置する。

(事業内容)

第 2 条 富岡町福祉計画策定検討委員会(以下「委員会」という。)は、この要綱の目的を達成するため、次の事項について調査・研究を行い、その結果を町長に報告する。

- (1) 高齢者福祉及び介護保険事業計画に関すること
- (2) 障がい者基本計画に関すること
- (3) 児童福祉計画に関すること
- (4) その他福祉行政の推進に関すること

(組織及び任期)

第 3 条 委員会は、第 2 条各号毎に委員 8 人以内で組織し、町長が委嘱する。

2 委員の任期は、第 2 条各号に掲げる計画ごとの策定が完了するまでの期間とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を統括し委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は委員長が招集し議長となる。

- 2 委員会の会議は、委嘱された委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があるときは、別に関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第 7 条 この要綱に、定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 富岡町健康長寿のまちづくり事業推進検討委員会設置要綱(平成 9 年富岡町要綱第 6 号)は、廃止する。

附 則(平成 16 年 1 月 15 日要綱第 3 号)

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年 2 月 14 日要綱第 4 号)

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 12 月 22 日要綱第 26 号)

この要綱は、公布の日から施行する。

2. 委員名簿

NO.	名前	選出区分	備考
1	猪狩 浩	民生委員	富岡町民生委員協議会 会長
2	堀川 卓之	民生委員	主任児童委員
3	岩崎 秀一	学校教諭	富岡町立第一小学校 校長
4	佐藤 邦春	保育関係	認定こども園 園長
5	齋藤 忠道	福祉事業	相談支援アドバイザー
6	遠藤 隼人	福祉事業	基幹相談支援センターふたば センター長
7	鈴木 美鈴	保護者	町内居住保護者
8	工藤 奈織美	保健師	健康づくり課 健康づくり係長

任期：令和元年12月16日から令和2年3月31日まで

3. 策定経過

	内容
平成30年12月4日～21日	富岡町子ども・子育てニーズ調査の実施
令和元年12月16日	第一回富岡町福祉計画策定検討委員会 ・第二期富岡町子ども・子育て支援事業計画【骨子案】 について
令和2年2月6日	第二回富岡町福祉計画策定検討委員会 ・第二期富岡町子ども・子育て支援事業計画【全体案】 について
令和2年3月18日	第三回富岡町福祉計画策定検討委員会 ・第二期富岡町子ども・子育て支援事業計画【全体案】 について

第二期富岡町子ども・子育て支援事業計画

発行日：令和2年3月

発行：富岡町 福祉課

〒979-1192 福島県双葉郡富岡町大字本岡字王塚 622 番地の1

TEL:0240-22-2111 FAX:0240-22-0899



マスコットキャラクター
「とみっぴー」

富岡町